

# 和歌山県報

発行和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

1	<b>次</b> (*については県例規集登載事項)	(取	扱課室	名) -	ページ
〇規	見則				
<b>*</b> 53	和歌山県測量業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則	(技	術調査調	課)	2
<b>*</b> 54	道路占用規則の一部を改正する規則	(道	路保全語	課)	4
<b>*</b> 55	和歌山県和歌川河川公園管理規則の一部を改正する規則		(河川	課)	4
<b>*</b> 56	砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		(砂防	課)	5
<b>*</b> 57	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正	する規則	( "	)	6
<b>*</b> 58	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施	行細則の-	一部を改	疋	
す	<sup>-</sup> る規則		( "	)	7
<b>*</b> 59	和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改	正する規則	[1]		
		(	下水道	課)	. 15
<b>*</b> 60	和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正	する規則(		)	. 24
<b>*</b> 61	都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(都	市政策	課)	. 24
<b>*</b> 62	和歌山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則	(	"	)	. 35
<b>*</b> 63	和歌山県都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則	(	"	)	. 35
<b>*</b> 64	和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則	(	"	)	. 36
<b>*</b> 65	建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行	規則の一部	部を改正	す	
Z	規則	(	"	)	. 37
<b>*</b> 66	和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(	"	)	. 43
<b>*</b> 67	県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	(	"	)	. 50
<b>*</b> 68	和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	則 (	"	)	. 50
<b>*</b> 69	和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(	"	)	. 51
<b>*</b> 70	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建	築住宅記	課)	. 87
<b>*</b> 71	漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則	(港湾空	港振興	課)	106
<b>*</b> 72	和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	(	"	)	114
<b>*</b> 73	和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する。	る規則			
		(	"	)	125
<b>*</b> 74	海岸保全区域等における占用等に関する規則の一部を改正する規則	(	II.	)	125
<b>*</b> 75	和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(	II.	)	136
<b>*</b> 76	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の	の一部を引	女正する	規	
貝	IJ	(	<i>II</i>	)	151
<b>*</b> 77	和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に	こ関する多	条例施行	<b>f規</b>	
貝	川の一部を改正する規則	(	JJ	)	155
<b>*</b> 78	港湾区域における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則	(	JJ	)	155
<b>*</b> 79	和歌山県海浜公園管理規則の一部を改正する規則	(	"	)	
<b>*</b> 80	和歌山県みなとまち条例施行規則の一部を改正する規則	(	"	)	160
O #					
322	道路河川愛護奨励規程(昭和32年和歌山県告示第318号)の一部改正	(道	路保全部	課)	161

〇 収用委員会告示

3 和歌山県収用委員会運営規程(平成13年和歌山県収用委員会告示第5号)の一部改正 .... 161

〇 訓令

\*14 和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令

(公共建築課).... 162

規則

# 和歌山県規則第53号

和歌山県測量業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県測量業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則 和歌山県測量業者登録簿等閲覧規則(昭和37年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。 別記様式を次のように改める。

受付番号					
	測量業者	<b>音登録簿等閲覧票</b>			
			左	月	日
			4	Л	P
和歌山県知事 様					
	F	閲覧者氏名			
	I.	M 9E 1 20 1			
	ſ	主所			
	ā Ē	電話番号			
閲覧しようとする登録簿等 <i>0</i>	)種類				
測量業者の登録番号					
測量業者の商号又は名称					
スの他 以悪わ事項					
その他必要な事項					

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第54号

道路占用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路占用規則の一部を改正する規則

道路占用規則(昭和31年和歌山県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前	
別記様式(第3条関係)	別記様式(第3条関係)	
道路占用廃止届 略 氏名 —	道路占用廃止届 略 氏名	<u> </u>

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第55号

和歌山県和歌川河川公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県和歌川河川公園管理規則の一部を改正する規則

和歌山県和歌川河川公園管理規則(平成16年和歌山県規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第3号様式(第9条関係) 和歌川河川公園指定管理者指定申請書 略	別記第3号様式(第9条関係) 和歌川河川公園指定管理者指定申請書 略
代表者の氏名 略	で 代表者の氏名 <u>働</u> 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第56号

砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂防指定地の管理に関する条例施行規則(平成15年和歌山県規則第82号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正	後				改 辽	E 前		
引記第1号	様式(第2条、第	第5条関係)		別記第	1 号様式	(第2条	、第5	条関係)	
	少防指定地内行為 少防設備占用 氏	許可申請書		略略		定地内行		<b>开可申請書</b>	<u>卸</u>
別記第2号	様式(第3条、第	第6条関係)		別記第	2 号様式	(第3条	、第6	条関係)	
	少防指定地内行為 少防設備占用 氏	変更許可申請	書	略略		定地内行		<b>芝更許可申</b>	請書
	<b>様式(第8条</b> 関(	系)			3 号様式	(第8条	関係)		
	少防指定地内行為 少防設備占用 氏	, 許可更新申請 :名	書	略略		定地内行 情上用		于可更新申	請書 <u>印</u>
引記第4号	様式(第9条関係	系)		別記第	4 号様式	(第9条	関係)		
	少防指定地内行為 少防設備占用 氏	, 着手届 ::名		略略		定地内行		<b></b> 手届	<u>卸</u>
		T)			5 号様式	(第9条	関係)		
引記第 5 号	様式(第9条関係	糸 <i>)</i> 							
砂防扣	 旨定地内行為	子了(廃止・中止	:)届		防指定地次防設備占		終了	(廃止・中	止)届

	111a /-La -	7 VM 🗆		1	
略	地位力	承 継 届			地位承継属
		氏名			氏名 <u>印</u>
略				略	
	[24-12 / htt 12 F	38 <i>1</i> 5\			a D DA / Mr. A M BB M
	様式(第11条 也 位 譲 渡	関係) 〔 承 認 申	請	別記第	7 号様式 (第11条関係) 地 位 譲 渡 承 認 申 請 書
	也		1 請	別記第一	地位譲渡承認申請書
 地 書	也		請		地位譲渡承認申請

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 和歌山県規則第57号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(平成12年和歌山県規則第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
別	記第2号様式(第3条関係)	別記第2号様式(第3条関係)
	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可 申請書	急傾斜地崩壞危険区域内行為許可 申請書
	略   氏名     略	既   氏名 <u>印</u> 略
   別	記第3号様式(第5条関係)	別記第3号様式(第5条関係)
	急傾斜地崩壊危険区域内行為変更 許可申請書	急傾斜地崩壊危険区域内行為変更 許可申請書
	略   氏名     略	既     既名     時
     別	記第4号様式(第6条関係)	別記第4号様式(第6条関係)

	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可 更新申請書	急傾斜地崩壊危険区域内行為許可 更新申請書
	略            氏名	
	略	-   略
[]	記第5号様式(第7条関係)	別記第5号様式(第7条関係)
	急傾斜地崩壊危険区域内行為着手 届出書	
	略                    氏名	
	略	- - - - - - - -
[]	記第6号様式(第7条関係)	別記第6号様式(第7条関係)
	急傾斜地崩壊危険区域内行為終了 (廃止、中止)届出書	急傾斜地崩壊危険区域内行為終了 (廃止、中止)届出書
	略            氏名	
	略 ———	- 
[] ]	記第7号様式(第8条、第9条関係)	別記第7号様式(第8条、第9条関係)
	地位承継届出書   略	地位承継届出書     略
	氏名	_
	略	 略
[]	記第8号様式(第11条関係)	別記第8号様式(第11条関係)
	急傾斜地崩壊危険区域内行為届出 書	急傾斜地崩壊危険区域内行為届出書
	略   氏名	
	KA	_
; [];	記第 9 号様式(第13条関係)	別記第9号様式(第13条関係)
	急傾斜地崩壊防止工事施行届出書	急傾斜地崩壊防止工事施行届出書
	略                   氏名	
	略	- 

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規 則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成19年和歌山県規則第 92号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第3号様式(第4条関係)

特定開発行為変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

-法人にあっては、主たる事務所の所在地、名<sup>`</sup> 称及び代表者の氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定 により、特定開発行為の変更の許可について申請します。

特	開発区域に含まれる地域の名称					
定	開発区域の面積					$\mathrm{m}^2$
開		変更	更前		変更征	发
発	特定予定建築物の用途					
行	特定予定建築物の敷地の位置					
為	対策工事の概要					
<i>D</i>	対策工事以外の特定開発行為に 関する工事の概要					
概	変 更 の 理 由					
要	その他必要な事項					
特定	至開発行為許可番号	年	月	日	第	号
※受	付 番 号	年	月	日	第	号
※変	更許可に付した条件					
※変	ジ更の許可番号	年	月	日	第	号
注						

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。 2 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為の変更を行うことについて、他の 法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記第4号様式(第5条関係)

特定開発行為変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

称及び代表者の氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定 により、特定開発行為の変更について下記のとおり届け出ます。

記

1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 変更に係る事項

変更前	変更後

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

別記第5号様式(第6条関係)

住所等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事様

届出者 住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名 称及び代表者の氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 変更内容

変更前	変更後

- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更の理由

別記第6号様式(第7条関係)

特定開発行為着手届出書

年 月 日

和歌山県知事様

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名) 称及び代表者の氏名

特定開発行為に着手したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 着手年月日 年 月 日

別記第7号様式(第7条関係)

特定開発行為休止届出書

年 月 日

和歌山県知事様

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名) 称及び代表者の氏名

特定開発行為を休止したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 休止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 休止の理由
- 5 開発区域の状況及び休止期間の防災計画

注 休止時における当該行為の状況及び写真を添付すること。

,

別記第8号様式(第9条関係)

特定開発行為地位承継届出書

年 月 日

和歌山県知事様

届出者 住所

氏名

特定開発行為の許可を受けた者の地位を承継したので、土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第9条第3項の規定により、下記のとおり 届け出ます。

記

- 1 特定開発行為許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名)
- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 承継の理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第59号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年和歌山県規則第66号)の一部を次 のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

	消	4化槽保	守点検	業者登録	申請書				
			県証紙	貼付欄					
登録の種類	新り規・更	<b>並に</b>	※登録	番号	和歌山県	具知事登録第	_		- 1
豆 嫁 の 悝 類	新	利	※登録	<b>米</b> 年月日		年	月	日	
和歌山県浄化村 点検業者の登録の			とに関す			の規定により 年 ては、主たる 地	月	槽保 日	:5
			申請者	Í					
				氏名	人にあっ び代表者	ては、その4 の氏名	各称		
			垂	『便番号			J		
				話番号					
和歌山県知事	様								
ふりがな 氏名又は名称及で 人にあっては、そ									
代表者の氏名									
代表者の氏名 営業所の名称	が及び所在地								-
	が及び所在地 称	郵便	番号		所 在	地	電話	番	
営業所の名称		郵便	番号		所 在	地	電話	番	
営業所の名称		郵便	番号		所 在	地	電 話	番	
営業所の名称		郵便	番号		所 在	地	電話	番	
営業所の名称		郵便	番号		所 在	地	電話	番	
営業所の名称		郵便	番号		所 在	地	電話	番	

(裏面)

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名											
氏	名	役	名	就任年月日	氏	名	役	名	就任年	: 月	日
営業区域(浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域)の名称											
営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄 化槽管理士免状の交付番号並びにその営業所に置かれるその他の浄化槽管理士 の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号											
申請時において既に受け ている登録の登録番号 和歌山県知事登録第 — 号( 年 月 日登録)											
和歌山市長及びその他の都道府県知事の登録状況											
和歌	Щ	市	長	第		号( 설	F 月	日登録	<del>,</del>		
その他の	都道	府県角	和事	第		号( 左	F 月	日登録	<del>1</del> )		

#### 備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 次の書類及び図面を添付すること。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び 提供に関する条例別表第1第5項の規定により登録の申請者に係る本人確認情報を利用 できるときは、(6)の住民票の写しを添付することを要しない。
- (1) 登録の申請者が条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する 書類
- (2) 条例第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) 営業区域ごとに連絡を取っている又は連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
- (4) 営業所に置かれる浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類
- (5) 営業所の付近見取図
- (6) 登録の申請者が個人である場合にあってはその者の住民票の写し、登録の申請者が 法人である場合にあってはその登記事項証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類又は図面
- 3 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。
- 4 「営業所の名称及び所在地」欄は、申請者が県内に有する営業所全てについて記載すること。
- 5 記入欄に書ききれないときは、別添とすること。
- 6 正1通副2通(和歌山市に主たる営業所を設置する場合にあっては、正副各1通)を提出すること。
- 7 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

営業所ごとの専任の浄化槽管理士及びその他の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付	を
受けた浄化槽管理士免状の交付番号	

営	業	所 名										
			草	享 任	の浄イ	匕槓	曹 管	理	士			
氏名			浄化槽	管理	士免状の3	交付	番号		(	年	月	日交付)
氏名			浄化槽	管理	士免状の3	交 付	番号		(	年	月	日交付)
氏名			浄化槽	管理	士免状の3	交 付着	番号		(	年	月	日交付)
氏:	名	净化槽	管理士兒	免状の	) 交付番号	氏	名	浄化	槽管	理士	免状の	交付番号
		(	年	月	日交付)				(	年	月	日交付)
		(	年	月	日交付)				(	年	月	日交付)
		(	年	月	日交付)				(	年	月	日交付)
		(		月	日交付)				(	年		日交付)
		(		月	日交付)				(	年	月	日交付)
		(	年	月	日交付)				(	年	月	日交付)

備考 営業所ごとに作成すること。

別記第2号様式(第4条関係)

誓 約 書

年 月 日

和歌山県知事様

住所 (法人にあっては、主たる事) 務所の所在地

申請者

・ 氏名 (法人にあっては、その名称) 及び代表者の氏名

浄化槽保守点検業者の登録の申請者は、和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第6号様式の2から別記第8号様式までを次のように改める。	

別記第6号様式の2(第6条の2関係)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書												
県証紙貼付欄												
登 録 番 号 和歌山県知事登録第 ― 5									号			
登録の種類	変	更	登	録	年	月	日	年	月	F	1	
			<b>※</b> 3	変 更	登銀	4年月	日	年	月	F	3	
和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 5 条の 2 の規定により、変更の登録の申請をします。												
								_	年	月	日	
		住	所(注	去人! 事務!	こあっ	っては. f在地	、主	たる				
	申請者											
氏名 (法人にあっては、その名) 称及び代表者の氏名												
郵便番号( 一 )												
		電話都	番号(	)		_						
和歌山県知	和事	様										

ふりがな 氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名

	変更前の営業区域の名称	拡大しようとする営業区域の名称
営業区域		

#### 備考

- 1 ※印のある欄には、記載しないこと。
- 2 次の書類又は図面を添付すること。
  - (1) 拡大する営業区域に係る営業区域ごとに連絡を取っている又は連絡を取る予定 の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類
  - (2) 登録証
  - (3) その他知事が必要と認める書類又は図面
- 3 正1通副2通(和歌山市に主たる営業所を設置する場合にあっては、正副各1通)を提 出すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第7号様式(第7条関係)

## 浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる) 事務所の所在地

届出者

氏名 (法人にあっては、その名) 称及び代表者の氏名 郵便番号( 一 )

電話番号( ) 一

和歌山県知事	様
ふりがな	
氏名又は名称及び	
法人にあっては、	
その代表者の氏名	
登 録 番 号	和歌山県知事登録第 一 号
登 録 年 月 日	年 月 日
変更に係る事項	変 更 前変 更 後変更年月日

#### 備考

- 1 次の書類又は図面を添付すること。ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び 提供に関する条例別表第1第5項の規定により変更の届出者に係る本人確認情報を利用 できるときは、(1)アの住民票の写しを添付することを要しない。
- (1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類及び図面
  - ア 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 浄化槽保守点検業者が個人 である場合にあってはその者の住民票の写し、浄化槽保守点検業者が法人である場合にあってはその登記事項証明書
  - イ 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類及び図面
    - (ア) 営業所を新たに設置する場合 その営業所に係る条例第3条第2項第2号に 規定する書類及びその営業所の付近見取図
    - (イ) 営業所の所在地を変更する場合 その営業所の付近見取図
  - ウ 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 法人の登記事項証明書
  - エ 条例第3条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合(浄化槽管理士を新たに置く場合に限る。) その変更に係る浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類又は図面
- 2 変更の届出に係る事項が登録証の記載事項に該当するときは、登録証を提出すること。
- 3 正1通副2通(和歌山市に主たる営業所を設置する場合にあっては、正副各1通)を提出すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記第8号様式(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃業等届出書 年 月 日 和歌山県知事 様 住所 (法人にあっては、主た) る事務所の所在地 届出者 氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名 郵便番号( 一 電話番号() 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により、次のとおり廃業 等の届出をします。 廃業等を行う浄化槽保守点検業者 法人にあっては、主た 住所 る事務所の所在地 法人にあっては、その 氏名 名称及び代表者の氏名 登録番号 和歌山県知事登録第 ─ 号 登録年月日 年 月  $\exists$ 廃業等届出者と 浄化槽保守点検 業者との関係 廃業等の年月日 年 月 日

#### 備考

- 1 次の書類を添付すること。
  - (1) 登録証

廃業等の理由

- (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第60号

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第104号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式(第4条関係) 和歌山県流域下水道指定管理者指定申 請書	別記様式(第4条関係) 和歌山県流域下水道指定管理者指定申 請書
略 代表者の氏名	略 代表者の氏名 印
略	略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 和歌山県規則第61号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(昭和46年和歌山県規則第1号)の一部を次のように改正する。 別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。 別記第4号様式(第2条関係)

建	築物特	例 許	可申	請書			
都市計画法第41条第2	項ただし書の	り規定によ	る建築の	許可を申記	青 ※	手 数	料
します。							
年 月	3						
和歌山県知事		様					
	許可申請	青者					
	住	所					
	氏	名					
1 開発許可番号			年	月	日	第	号
2 定められた制限内容							
3 建築物の用途							
4 建築物を建築しよう とする土地の所在、地 番							
5 許可を受ける具体的 内容							
6 申 請 理 由							
※ 受 付 番 号			年	月	日	第	号
※ 許可に付した条件							
※ 許 可 番 号							
※ 審							
查							
注 ※印欄は、記入しない	ハこと。						

別記第5号様式(第2条関係)

予定建築物以外の建築等許可申請書										
都市計画法第 42 条第 の新築 の建築物 への改築 への用途の3 年 月			予定建第	<b>笔物以外</b>	*	手	数	料		
和歌山県知事	様									
	許可申請者									
	住 所									
	氏 名									
1 開発許可番号			年	月	日	第		号		
2 予定建築物の用途										
3 土地の所在、地番										
4 変更後の建築物の 用途										
5 法第34条の該当号										
6 変 更 理 由										
※受付番号	年	月	日	第	号					
※ 許可に付した条件										
※許 可 番 号	年	月	日	第	号					
*										
審										
查										

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 5 欄は、変更後の建築物が法第34条第1号から第8号までのいずれかに該当する 場合のみ記入すること。

別記第6号様式(第2条関係)

					年	月	I	∃	**	手	釵	料
和歌山県知事		様										
			申詞	清者								
			住	所								
			氏	名								
都市計画法第 45 条	の規定	re b	· 1)		発	年可に	- 基づ	く地位	を承	継上ご	たい	ので
		.100		建	築『	1.110	- 坐 ノ	/ 50 m	. C /FV/	per O	, C. V	<i>,,</i> ,
火のとおり申請します ────────────────────	0											
許 可 番 号				年	月		日	第		号		
住所												
被 承 継 人 氏 名												
承 継 理 由												
承継した開発区域 に含まれる地域の 名称及び面積												
承継年月日					年		月	E				
*												
受												
付												
理欄												
<del></del> 生												

別記第11号様式を次のように改める。	

別記第11号様式(第4条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所 氏 名

開発行為に関する工事に着手したいので、都市計画法施行細則第4条の規定により届け出 ます。

開発詞	許可年月日及び 可 番 号		年	月	日	第	号
	区域に含まれる 或 の 名 称						
工事着手年月日			年	月	日		
工事施行者住所氏名							
工事	住 所 氏 名						
工事現場管理者	連絡場所	(電話)					
理 者 	資格、免許等						
主	住 所 氏 名						
主任技術者	連絡場所						
者	資格、免許等						
*							
受付処理欄							

※欄は、記入しないこと。

別記第13号様式を次のように改める。		

別記第13号様式(第8条関係)

地位承継届出書

年 月 日

和歌山県知事様

承継人 住 所 氏 名

都市計画法第 44 条の規定により開発(建築)許可に基づく地位を承継したので、都市計画 法施行細則第 8 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日 番号	年	月	日	第	号
住所被承継人氏名					
承継の理由					
開発区域に含まれる 地域の名称、面積					
承継年月日	年	月 日	I		
*					
受 付 処 理 欄					
注					

- 1 ※欄は、記入しないこと。
  - 2 承継の理由が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書をそれぞれ添付すること。

別記第15号様式を次のように改める。	

別記第15号様式(第10条関係) 正 開発許可等不要証明申請書 第29条第1項 都市計画法施行規則第60条の規定により、都市計画法 の規定による 第29条第2項 許可を要しないことの証明書の交付を申請します。 年 月 日 和歌山県知事 様 申請者 住所 氏名 1 建築主の住所 及び氏名 (電話番号) 所 在 地 番 地 目 面 積 所有者氏名 2 申請地の所在、地 番、地目、面積及 び所有者氏名 総面積 実測  ${\tt m}^2$ 3 用途地域等 □ 用途地域( ) □ 無指定 4 建築物等の用途 構造及び 造 階建 高さ m 5 建築物等の構造 階 数 及び規 建築面積 m<sup>2</sup> 延べ面積  $\mathbf{m}^2$ 造成行為 □ 有(面積  $m^2$ ) □ 無 6 造成計画概要 擁壁新設 □ 有(高さ □無  $\mathbf{m}$ 考 7 備 ※受付年月日及び番号 年 月 뭉 日 第 年 ※証明年月日及び番号 月 号 日 第 ※手数料欄 ※ 受 付 欄

## 注

- 1 ※のある欄は、記載しないこと。
- 2 3及び6欄の□は、該当する箇所にチェックをいれること。

副

# 開発許可等不要証明書

都市計画法施行規則第60条の規定により、都市計画法 第29条第1項 第29条第2項 許可を要しないことを証明します。							よる				
								第年	月	l	号 日
申請者 様 和歌山県知事					印						
1 建築主の住所及 び 氏 名					(電詞	活番-	号)				
2 申請地の所在、 番、地目、面積 び 所 有 者 氏	及	所 4	王	地目		面 積	m <sup>2</sup>			者氏名	1
3 用途地域	<del>—</del>		用	総面積 実活	則	)	[	] 4	m <sup>2</sup> 無指定		
4 建築物等の用	途										
5 建築物等の構		構造及び 階 数		造	β	皆建	高	さ			m
及び規	模	建築面積			$\mathbf{m}^2$	延 ~	べ面	積			$\mathrm{m}^2$
6 造成計画概	要	造成行為			有(面	積		m <sup>2</sup> )	) [	無	
		擁壁新設			有(高	さ		m )	) [	無	
7 備	考										

本証明書の有効期間は、証明日から1年間です。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第62号

和歌山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

和歌山県開発登録簿閲覧規則(昭和45年和歌山県規則第112号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式(第6条関係) 略	別記様式略
開発登録簿閲覧申請書略 氏名	開発登録簿閲覧申請書 略 氏名 <u>@</u>

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第63号

和歌山県都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県都市計画に関する公聴会規則の一部を改正する規則

和歌山県都市計画に関する公聴会規則(昭和44年和歌山県規則第102号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(公述の申出)	(公述の申出)
第4条 公聴会において意見を <u>述べよう</u> とする者	第4条 公聴会において意見を <u>のべよう</u> とする者
(以下「公述人」という。) は、公聴会の日前	(以下「公述人」という。)は、公聴会の日前
7日までに、次に掲げる事項を記載した書面(	7日までに、次に掲げる事項を記載した書面(
以下「公述申出書」という。) を知事に提出し	以下「公述申出書」という。)を知事に提出し
なければならない。	なければならない。
(1) 住所及び氏名	(1) 住所 <u>および氏名(押印)</u>

- (2) 職業<u>及び</u>年齢
- (3) 略

第5条 略

(記録の作成)

第14条 略

- 2 前項の記録には、次に掲げる事項を<u>記載し</u>な ければならない。
  - (1) 略
  - (2) 公聴会の日時及び場所
  - (3) 出席した公述人の住所及び氏名
  - (4) (5) 略

(2) 職業<u>および</u>年齢

(3) 略

第5条 略

(記録の作成)

第14条 略

- 2 前項の記録には、次に掲げる事項を<u>記載し、</u> 議長が署名押印しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 公聴会の日時および場所
  - (3) 出席した公述人の住所および氏名
  - (4) (5) 略

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第64号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則(平成20年和歌山県規則第81号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別記第1号様式(第5条の2関係) わかやま景観づくり協定(変更)認定 申請書	別記第1号様式(第5条の2関係) わかやま景観づくり協定(変更)認定 申請書
略   氏名     略	略     氏名 <u>印</u> 略
別記第2号様式(第5条の3関係) 編入届出書 略	別記第2号様式(第5条の3関係) 編入届出書 略
氏名	氏名 <u>印</u>   略
別記第3号様式(第5条の4関係) 景観づくり報告書 略	別記第3号様式(第5条の4関係) 景観づくり報告書 略
氏名 略	氏名 <u>印</u> 略
別記第4号様式(第5条の5関係) わかやま景観づくり協定廃止届出書 略	別記第4号様式(第5条の5関係) わかやま景観づくり協定廃止届出書 略
氏名	氏名 <u>戶</u> 略
別記第5号様式(第5条の7関係)	別記第5号様式(第5条の7関係)
景観計画区域内における事前協議書略	景観計画区域内における事前協議書略
氏名 — —	氏名       野
略	略

添付書類	添付書類
略	略
別記第6号様式(第8条関係)	別記第6号様式(第8条関係)
景観計画区域内における行為の(変更)届出書 略 氏名	景観計画区域内における行為の(変更)届出書 略 氏名 印 略
注 略 略	注 略 略
添付書類 略	添付書類 略
別記第7号様式(第10条関係)	別記第7号様式(第10条関係)
景観計画区域内における行為の届 出に関する工事完了届出書 略 氏名 略	景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書略氏名印略
注略	注略

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第65号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則(平成23年和歌山県規則第54 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前	
別記第1号様式(第8条関係)	別記第1号様式(第8条関係)	

# 和歌山県報 号外 (18)

令和3年3月31日(水曜日)

略	景観支障除去措置に係る要請	書	景観支障除去措置に係	
略	氏 名	略	氏 名	<u> </u>
略		略		
添付書	類			
略		略		
別記第2-	号様式から別記第5号様式までを	ど次のように改める。		

∆ ≕r	要請者一覧表(居住者		
住 所		氏 名	
	<u> </u>		

別記第3号様式(第8条関係)

要請者一覧表(居住者以外の土地の所有権又は借地権を有する者)

権利の 種 別	所在地	住 所	氏 名

別記第4号様式(第8条関係)

景観支障除去措置に係る要請書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第4条第1項の規定により、下記の景観 支障建築物等について、下記の建築物所有者等に対し景観支障除去措置を行わせるよう要請します。

景観支障建築物等の所在地				
建築物所有者等(管理者及	(所有者)			
び相続人含む。)の氏名及び住所	(管理者・相続 <i>)</i>	人)		
見知士原连掛袋粉袋の掘雨	従前の用途		築年数	
景観支障建築物等の概要	構造・規模		使用してい ない期間	
区域区分	□特定景観形成 (	) 地域	□バッファゾ □国道168号	
	□その他			
景観支障建築物等の破損、 腐食等の状態				
周辺の良好な景観に対して 不調和である状態				
景観支障建築物等の維持保 全の状況				

#### 添付書類

- ○建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例施行規則第8条第2項の規定による添付 書類
  - (1) 景観支障建築物等の権利者及び当該景観支障建築物等の存する土地の権利者の一覧表
  - (2) 景観支障建築物等の位置を示す図書
  - (3) 景観支障建築物等及び当該景観支障建築物等の周辺の状況を示す写真
  - (4) その他知事が必要と認めるもの

別記第5号様式(第10条関係)

景観支障除去措置の要請に係る報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第4条第4項の規定により、下記の景観支障建築物等について、下記の建築物所有者等に対し景観支障除去措置を行わせるよう要請をしたことに係る周辺住民等の意見を聴取したので、その結果を報告します。

景観支障建築物等の所在地			
建築物所有者等(管理者及	(所有者)		
び相続人含む。)の氏名及び住所	(管理者・相続人)		
早知士陸冲旋 肿炊 小坝 西	従前の用途		築年数
景観支障建築物等の概要	構造・規模		使用してい ない期間
生活環境への影響等に係る 周辺住民等の意見を聴取し た方法			
周辺住民等の意見			
	(1)指導の有無	(有・無)	有の場合は(2)を、無の場合は(3) を記入すること。
空家等対策の推進に関する 特別措置法に基づく指導	(2)指導時の所有者等 の反応		
	(3)指導しない理由		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第66号

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県都市公園条例施行規則(昭和34年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第 1 号様式 (第 2 条関係) 都市公園内行為許可申請書 略 <u>氏名</u> 略 備考 略	別記第1号様式(第2条関係) 都市公園内行為許可申請書 略 <u>氏名</u> 略 備考 略
別記第2号様式(第2条、第3条関係) 公園施設設置 公園施設管理 変更許可申請書 都市公園占用 都市公園内行為 略 <u>氏名</u> 略	別記第2号様式(第2条、第3条関係) 公園施設設置 公園施設管理 公園施設管理 都市公園占用 都市公園内行為 略 <u>氏名</u>
別記第3号様式(第3条関係)     公園 施 設 設 置許 可 申 請 書     公園 施 設 管 理 可 申 請 書 略 <u>氏名</u> 略 備考 略	別記第 3 号様式 (第 3 条関係)     公園 施 設 設 置許 可 申 請 書     公園 施 設 管 理 可 申 請 書     略     氏名
別記第 4 号様式 (第 3 条関係) 都市公園占用許可申請書 略 <u>氏名</u> 略 備考略	別記第 4 号様式(第 3 条関係) 都市公園占用許可申請書 略 <u>氏名</u> 略 備考略

別記第6号様式から別記第11号様式までを次のように改める。

別記第6号様式(第4条関係)

i						
	受領書					
		年 月 日 様				
返還を受けた者 住 所 氏 名						
次の	とおり工作物(現金)	)の返還を受けました。				
返還を	受けた日時					
返還を	受けた場所					
Ţ	整理番号					
返 還	名称又は種類					
を受けた工作物	形状又は特徴					
15.4	数量					
返還を	受けた金額					

別記第7号様式(第6条関係)

公園施設の設置 都市公園の占用 工事完了届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者住所\_\_\_\_\_

氏名

電話番号

次のとおり (公園施設の設置 ) 工事を完了しましたので、和歌山県都市公園条例第

11条第1号の規定によりお届けします。

都 市 公 園 名				公 [	貳
工事を完了した公園施設又は占用物件					
許可を受けた年月 日及び文書番号	年	月	日付け指令	第	号
工事完了年月日		年	月	Ħ	
その他必要な事項					

別記第8号様式(第6条関係)

公園施設の設置 公園施設の管理廃止届 都市公園の占用

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者住所

氏名

電話番号

次のとおり

( 公園施設の設置 し 都市公園の占用 し

公園施設の管理 を廃止しましたので、和歌山県都市公園条例第 11

条第2号の規定によりお届けします。

都 市 公 園 名					公	園
廃止した公園施設 又は占用物件						
許可を受けた年月 日及び文書番号	年	月	日付け指令	第		号
廃 止 年 月 日		年	月	日		
その他必要な事項						

	1371 (10)	11/11 0 1 0 71 0
別記第9号様式(第6条関係)		

都市公園原状回復届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者<u>住所</u>

氏名

電話番号

次のとおり都市公園を原状に回復いたしましたので、和歌山県都市公園条例第11条第3 号の規定によりお届けします。

都 市 公 園 名					公	園
原状に回復した公園施設又は占用物件						
許可を受けた年月日 及び文書番号	年	月	日付に	け指令 第		号
原状に回復した年月日		年	月	Ħ		
その他必要な事項						

和歌山県報	号外(18)	)	令和 3	年3月31日	日(水曜日)
別記第10号様式(第6条関係)					
	工事	完 了	届		
				年 月	目
和歌山県知事 様					
		,	届出者 <u>住所</u>		
			氏名		
			<u>電</u>	話番号	
次のとおり 年	月 日付け	第	号で命	ぜられた工具	事を完了
	There I also be the first find finds		号) - 四本		
しましたので、和歌山県	具都市公園条例第	第11条 (第5	号」の規定	によりお届け	けします。
都市公園名					公 園
工事を行った場所					
工事を打つた場別					
工事を行った公園施設 又は占用物件					
又は白州初件					
			н		
工事完了年月日		年	月	日	
その他必要な事項					

別記第11号様式(第14条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名の名称

代表者氏名

和歌山県都市公園条例第17条の規定により、下記の都市公園の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

都市公園名

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第6号様式から別記第11号様式までの規定による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第67号

県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

県民水泳場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

県民水泳場設置及び管理条例施行規則(昭和41年和歌山県規則第74号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
別記様式(第8条関係) 県民水泳場指定管理者指定申請書 略 申請者 略	別記様式(第8条関係) 県民水泳場指定管理者指定申請書 略 申請者 <u>印</u>

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 和歌山県規則第68号

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例施行規則(昭和36年和歌山県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別記様式(第8条関係)	別記様式(第8条関係)
和歌山県営相撲競技場指定管理者指定	和歌山県営相撲競技場指定管理者指定
申請書	申請書
略	略
申請者	申請者 印
略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第69号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第1号様式の5までを次のように改める。

和歌山県知事	様								年	月	E
和帆田州州事	13K			申請	者 住	:所					
				1 41		:名					
							番号				)
						_		らっては、∃	Èたる事	務所の	
~ <del>~</del>				for facilities				名称及び			
和歌山県屋外広 かのとおり申請し		昭和59年和	歌山県	条例第10-	号)第b	条(第)	6条第5	埧、第6条	第6頃) 0	)規定に	
	5.78				□禁」	上地域	等	□広告	物活用地	区	
<b>→ → /=n.m.</b> ) 10 = <b>c</b>				- A	□許可	可地域	等	□景観∕	保全型広	告整備	地区
表示(設置)場所				区分		月1種: 第2種:	地域)	口丛告!	物協定地		
							地域				
	_ //	Late of the		□建築物					□案内点		
種 類	□自家用□一般広			□独立					□その他	』の広告	导物
		ロ 1W		□高速							
電 光 表 示	□有	照明		□ 有		無		特殊	□有		回転
电 儿 衣 小 広 告 物		装置			コネオン		,	装置			訓製
			□内部		]その他	Ţ (	)				
表示面積(合計)		$\mathrm{m}^2$	衣不匠	面積(1面)	$\mathbf{m}^2$	数量	<b></b>	個 (枚)	材質		
表示(設置)期間			<del>-</del> 年	月日	から		年	月	日まで		
工事予定期間			年		から		年	. 月	日まで		
※所有者(管理	住所		<u> </u>				<u> </u>				
者)の承諾	氏名							(1	<b>直話</b>		)
※屋外広告物管	住所							/=	<del>ロ</del> ニイ		
理者	氏名 住所							(ਵ	直話		)
	氏名							( Ē	<b>直話</b>		)
施 工 者		屋外広告業	美登録の	年月日及	び			年	月		日
	番号	Maria and	* /	~L 37				広告業登録		-	号
※他の法令に		法によるエ よる占有の		<b>催</b> 認	要要		不要 不要	<ul><li>申請</li></ul>			
よる許可		法令による			要		不要		1 T		)
	,,,,,,		*								
備考											
(XXX											
(注) 1 □には、	該当するは	のにレ印	を記入し	<sub>ノ</sub> てくださ	(V)				(収)	(欄)	
2 ※印欄は	、該当する	場合に記			0						
3 添付図書 (1) 位置		見取図、仕村	事。 区	面							
(2) 建築	物の延べ配	面積が明られ									
	者(管理者	)の承諾書 許可を要っ	ナスォ. σ	ひとへいて	カ ユ	の鈍っ	可聿の'	F I			
4 広告物の	表示面積、	高さ、色彩	多等につ	いては、	広告物	の種類	質が高さ	速道			
路等沿道案	内広告物以	人外の広告 特別 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん か	物の場合	合にあって	には別組	私に、	広告集	物の			
種類が高速						4.11 × =					

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

- 1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳 (1)壁面広告(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩		
百百衣小围惧	<b>死衣</b> 小則惧	室 即 即 傾	彩度8を超える色の使用割合		
$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	1/3超	1/3以下	

## (2)突出し広告

突出し幅		地面から広告物までの高さ		色彩		
	大山し幅	地面から広音物までの高さ		彩度8を超える色の使用割合		
	m	上端 下端	m m	1/3超	1/3以下	

## (3)屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端	建築物の高さ	色彩		
ム古物の向さ	までの高さ	建築物の向さ	彩度8を超える色の使用割合		
m	m	m	1/3超 1/3以下		

(4)独立して設置される広告物

#### (自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩 彩度8を超える色の使用割合		
1面当たり m <sup>2</sup> 合計面積 m <sup>2</sup>	m	1/3超 1/3以下		

#### (一般広告物)

	从公司初						
	表示面積		古	4	色彩		
			高さ		彩度8を超える色の使用割合		
	1面当たり 合計面積	${ m m}^2 { m m}^2$		m	1/3超	1/3以下	
	隣接する一般広告物との距離			信号機差	及び道路標識等か	らの距離	
			m			m	

## (5)その他の広告物

表示面積	高さ	色彩		
衣 小 田 傾	同で	彩度8を超える色の使用割合		
$\mathrm{m}^2$	m	1/3超 1/3以下		

- (注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。
- 2 1の敷地における広告物の表示面積の合計

-				
	表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
	$\mathrm{m}^2$	個	$\mathtt{m}^2$	$\mathtt{m}^2$

- 1 図面については、当該1の敷地における、本申請に係る広告物及び現に許可を受けて表示し、又は 設置している他の広告物のそれぞれの位置及び表示面積を記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が1,000m²以下の場合、一の 敷地における表示面積の合計が第1種地域50m2以下、第2種地域100m2以下又は第3種地域150m2以下の場 合は、必要ありません。
- 3 1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
$\mathrm{m}^2$	個

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

	指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項								
	区分	名称	内容の説明、指定地域	インターチェンジの名称					
1									
2									
3									

#### (注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに1の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあっては「特産品」と、指定観光施設等にあっては「観光施設等」と記載してください。

## (2)(1)の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1)の1から3の順に記載してください。

#### (3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告 物からの距離	高速道路等に設置されている案内 標識からの広告物までの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

## (4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積				
$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$				
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無						
	□有    □無					

- (注) □には、該当するものにレ印を記入してください。
- (5)主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

	茶色	白色		
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本産業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

## (6)表示する文字

表示する文字(右記以外の表示)の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字 の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

# (7)同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道上にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無	
□有    □無	
(有の場合のみ)上記の広告物の設置場所	

(注) □には、該当するものにレ印を記入してください。

								年	月	日
和歌山県知事	様									
				申請者	住所					
					氏名					
					('i	電話番号	号			)
					( i	法人にる	あっては、	主たる事	務所の	0)
					Į	<b>听在地、</b>	名称及び	代表者の	氏名	J
和歌山県屋外広	告物条例(昭	四和59年和	歌山県条	:例第10号)	第5条の2億	第2項の	規定により	、次のと	おり	申請
۲.										
表 示 (設置) 場所	:									
衣 小(故画)場別										
	口白字田	広告物等		□建築物	を利用する	る広告物	勿 [	二案内広	告物	
種類				□独立し				コその他の	の広告	物
	_ ////			□工作物	を利用する	る広告物	勿	1		
<b>♣ ₩ ± =</b>		077 110		」 有	□ 無		#+ T4.		-	- I I ±-
電 光 表 示 広 告	1	照明 装置	□外部則	照明 □ネ:	オン		特殊 装置	□有□無	1	] 回東 ] 点源
Д <b>п</b> 10		衣担	□内部則		の他(	)	衣担	<del>////////////////////////////////</del>		コホの
表 示 面 積	E .		表示面和	害(1盃)					i	
衣	₹	9	衣小川	貝(I 四) m <sup>2</sup>	数	量	(枚)	材質		
表 示 (設置) 期間	1	m <sup>2</sup>	<u>:</u> 年		<u> </u> から	Æ	F 月	    日まで		
工事予定期間	_		年		から		<u> </u>	日まで		
<u> </u>			+	Д Ц	710		<del>Г</del> Д	рас		
ス別 有 有 (官 宮 者) の 承 講								(電話		,
※屋外広告物								(HEIII		
管 理 者								(電話		,
	住所									
施工者	氏名							(電話		
<i>,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	和歌山県	:屋外広告	業登録の	年月日及び			年	月		
	番号	: ゾム) ー ト フ	T/644 0	η			広告業登録		-	号
※他の法令によ		法による よる占有		<b>催</b> 認	要・	不要	• 申請			
る許可		<u>よる白年</u> 法令によ			要・	不要 不要		甲		
		171117	জিয়া না		女	1)女	14141			
	7									
(注) 1 □には、	該当するも	のたしÉロa	を記すし ~	アノださい				(県証紙	貼り仕	计けれ
	談ヨりるも 、該当する∶									. / 11
3 添付図書										
	図、付近見									
	物の延べ面		かになる	<b></b>						
	者(管理者) 法令による		<b>す</b> ろもの!	こついてけ	その許可	可書の写	<b>4</b> 1.			
(4) 111(7)				1 \ 10	こ ^ / 月 1 '	→ <b>ロッ</b> ノニ	, _			

- 1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳
- (1)壁面広告物(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩			
口可衣小凹傾	<b>外</b>	空 山 山 付	彩度8を超える色の使用割合			
m <sup>2</sup>	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	1/3超 1/3以下			

## (2)突出し広告物

突出し幅	地声かた庁生物	はでの言さ	色彩		
大山し畑	地面から広告物までの高さ		彩度8を超える色の使用割合		
m	上端	m	1/3超	1/3以下	
m	下端	m	1/ 3/0	1/ 06/	

## (3)屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端 までの高さ	建築物の高さ色彩彩度8を超える色の使		
m	m	m	1/3超	1/3以下

## (4)独立広告

## (自家用広告物等)

表示面積		高さ	色彩		
<b>水</b> 小 田 恒		同じ	彩度8を超える色の使用割合		
1面当たり 合計面積	${f m}^2$ ${f m}^2$	m	1/3超 1/3以下		

## (一般広告物)

 /200 11 1737							
表示面積			高さ		色彩		
<b>《</b> 小田传	Į		同〇		彩度8を超え	る色の使用割合	
1面当たり 合計面積	${f m}^2$ ${f m}^2$			m	1/3超	1/3以下	
隣接する一般広告物との距離				信号機及	び道路標識等か	らの距離	
		m				m	

#### (5)その他の広告物

表示面積	高さ	色彩			
<b>公小</b> 国惧	同じ	彩度8を超える色の使用割合			
$m^2$	m	1/3超 1/3以下			

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

## 2 1敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
$m^2$	個	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以下の場合、一の 敷地における表示面積の合計が第1種地域50m<sup>2</sup>以下、第2種地域100m<sup>2</sup>以下、第3種地域150m<sup>2</sup>以下の場合は必要ありません。
- 3 1敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
$m^2$	個

									年	月	日
和歌山県知事	様										
					届出者	住所					
						氏名					
							(電話番号				)
							法人にあ	つつては、	主たる事務 代表者の氏	所の	
和歌山県屋外広告	- 物 冬 例 ( 12	3和59年和	歌山坦	冬	[10号] 笙						
。 一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一	1-100 AC D.1 (FL	14HOO- -4F	щири	W 1/1/N	110,7),81	0/(0/	) N 10. K 1	MLALIC &	)	40 / /6	117 Ш
, 0											
表示(設置)場所											
				- 1							
15	□自家用	広告物等					る広告物		□案内広告		L£_
種類	□一般広						れる広告 る広告報		□その他の	) 広告	勿
						<u>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
電 光 表 示	□有	照明						特殊	□有		回転
広 告 物	□無	装置	<ul><li>□外音</li><li>□内音</li></ul>		□ネオ □その		)	装置	□無		点滅
						T	,	·			
表示面積(合計)		9	表示面	□槓(1□	旬) m <sup>2</sup>	数	量	個 (枚)	材質		
表 示 (設置) 期 間		m <sup>2</sup>	年	 月	 日から		左		<u> </u> 日まで		
工事予定期間			<del></del>	<u></u> 月	目から			F 月	日まで		
※ 所 有 者 (管 理	住所			71	ни о			L /1	пъс		
者)の承諾	氏名								(電話		)
※屋外広告物	住所										
管 理 者	氏名								(電話		)
	住所										
施工者	氏名								(電話		)
		屋外広告	業登録の	の年月	日及び			年	月	日	
	番号						山県屋外	広告業登録		号	
※他の法令によ	建築基準			の確認		要	<ul><li>不要</li></ul>	<ul><li>申請</li></ul>			
る許可	道路法に					要	<ul><li>不要</li></ul>	<ul><li>申請</li></ul>	中		
2 HI 1	その他の	法令によ	る許可			要	<ul><li>不要</li></ul>	法令名(			)
備考											

- (1) 位置図、付近見取図、仕様書、図面
- (2) 建築物の延べ面積が明らかになる書類
- (3) 所有者(管理者)の承諾書
- (4) 他の法令による許可を要するものについてはその許可書の写し
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。

- 1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳
- (1)壁面広告物(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩		
1 日本の一面原	94.7.114	至曲曲点	彩度8を超える色の使用割合		
$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	1/3超 1/3以下		

#### (2)突出し広告物

突出し幅	地面から広告物	までの直さ	色彩		
大田で幅	地画かり広日初	よくの向び	彩度8を超え	る色の使用割合	
m	上端 下端	m m	1/3超	1/3以下	

## (3)屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端 までの高さ	建築物の高さ		色彩 る色の使用割合
m	m	m	1/3超	1/3以下

## (4)独立広告

#### (自家用広告物等)

表示面積		高さ	色彩		
<b>水</b> 小 川 惧		同ひ	彩度8を超える色の使用	割合	
1面当たり 合計面積	${f m}^2 \ {f m}^2$	m	1/3超 1/3以	下	

#### (一般広告物)

表示面積	高	+	色彩		
<b>水</b> 小田慎	印	C	彩度8を超え	る色の使用割合	
1面当たり m <sup>2</sup> 合計面積 m <sup>2</sup>		m	1/3超	1/3以下	
隣接する一般広告物と	信号機及	ひ道路標識等か	らの距離		
	m			m	

## (5) その他の広告物

表示面積 高さ		色彩 彩度8を超える色の使用割合
$\mathrm{m}^2$	m	1/3超 1/3以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

## 2 1敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
$m^2$	個	$\mathbf{m}^2$	$\mathbf{m}^2$

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以下の場合、一の 敷地における表示面積の合計が第1種地域50m<sup>2</sup>以下、第2種地域100m<sup>2</sup>以下、第3種地域150m<sup>2</sup>以下の場 合は必要ありません。
- 3 1敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
$\mathbf{m}^2$	個

1県報 号外(18)	令和	3年3	月 31 日	(水區
第2条の4関係)				
早年(几个刑广生载供州区民从广生物丰宁(犯器)亦正	ī (34;生) 巨	1 山 圭		
京猷床主生丛口笠脯地色崖外丛口初衣小(故直/多丈	(以坦)旧		<b>.</b> п	н
		牛	- 月	日
	<b>长</b> 县			)
		、主たる	事務所の	,
所在地	、名称及	び代表者	の氏名	
物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条の3第7項	の規定に	より、次	くのとおり届	届け出る
		الم والم والم		
□目豕用瓜告物等   □独立して設置される広告物			-物	
□一般広告物□工作物を利用する広告物			123	
□有□無				
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○ □ ○	衣旦	□ <del>////</del>		
(変更前) (変更後)		/水声子	4)	
$m^2$ $m^2$	W E	(変更)		
(変更前) (変更後)	- 数量	(変更後	矣)	
$\mathrm{m}^2$ $\mathrm{m}^2$			個(枚)	
年 月 日から 年	月	目まで		
年 月 日 付け指令 第	ĵ	号		
		/a=>1.		
		(電話		)
		(雷話		)
	 月			
月日及び番号 和歌山県屋外広告		第	号	
·				
	第2条の4関係)  景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更様  届出者 住所 氏名 (電話話 (法人に 所在地 物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条の3第7項  □自家用広告物等 □一般広告物 □工作物を利用する広告物 □工作権を □工作物を利用する広告物	第2条の4関係)  景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更(改造)届  様  届出者 住所 氏名 (電話番号 法人にあっては 所在地、名称及 物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条の3第7項の規定に  □自家用広告物等 □一般広告物 □工作物を利用する広告物 □工作物を利用する広告物 □工作物を利用する広告物 □不力 □無 装置 □外部照明 □ネオン □内部照明 □その他( )  (変更前) (変更後) m² 数量 (変更前) m² 数量  年 月 日から 年 月 年 月 日付け指令 第  住所 氏名 住所 氏名  在所 氏名 和歌山県屋外広告業登録の年 年 月	<ul> <li>第2条の4関係)</li> <li>景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更(改造)届出書</li> <li>様</li> <li>届出者 住所 氏名         (電話番号</li></ul>	<ul> <li>第2条の4関係)</li> <li>景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更(改造)届出書</li> <li>年 月</li> <li>様</li> <li>届出者 住所 氏名         (電話番号 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</li> <li>物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条の3第7項の規定により、次のとおり長</li> <li>□自家用広告物等 □独立して設置される広告物 □工作物を利用する広告物 □工作物を利用する広告物</li> <li>□その他の広告物</li> <li>□ 有 照明 □ 無 装置</li> <li>□ 内部照明 □ネオン □内部照明 □その他()</li> <li>(変更後) □ (変更後)</li> <li>(変更後)</li> <li>(変更を)</li> <li>(変更を)</li></ul>

- 1 添付書類 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面
- 2 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。

- 1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳
- (1)壁面広告物(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩 彩度8を超える色の使用割合
$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	1/3超 1/3以下

## (2)突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
大山し帽	地面から広音物までの向さ	彩度8を超える色の使用割合	
m	上端 m	1/3超 1/3以下	
III.	下端 m	1/ 3/2 1/ 3//	

## (3)屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端	建築物の高さ	色彩	
対日初の同じ	までの高さ	産来物が同じ	彩度8を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3超 1/3以下	

#### (4)独立広告

## (自家用広告物等)

		色彩
表示面積	高さ	彩度8を超える色の使用割合
1面当たり m <sup>2</sup>		
合計面積 m <sup>2</sup>	m	1/3超 1/3以下

#### (一般広告物)

( //X/24 11 1/7/				
表示面積	高さ		色彩	
<b>衣</b> 小山傾			彩度8を超える色の使用割合	
1面当たり m <sup>2</sup> 合計面積 m <sup>2</sup>		m	1/3超	1/3以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及	及び道路標識等が	らの距離
	m			m

## (5)その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度8を超える色の使用割合	
$\mathbf{m}^2$	m	1/3超 1/3以下	

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

## 2 1敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
$m^2$	個	$\mathrm{m}^2$	$\mathtt{m}^2$

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以下の場合、一の 敷地における表示面積の合計が第1種地域50m<sup>2</sup>以下、第2種地域100m<sup>2</sup>以下、第3種地域150m<sup>2</sup>以下の場 合は必要ありません。
- 3 1敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m <sup>2</sup>	個

別記第1号様式の5 (第2条の5関係)

広告物協定認定申請書

年 月 日

)

和歌山県知事 様

申請者 住所 氏名

(電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条の4第1項(第5条の4第4項) の規定により、次のとおり申請します。

広	告物協定の名称	
14	広告物協定の目的となる 土地の区域	
広告	広告物協定地区の面積	
物協定	広告物及び広告物を掲出 する物件の位置、形状、 面積、色彩、意匠、その 他表示方法	
ルの	協定の有効期間	
概要	広告物協定の変更及び 廃止の方法	
女	広告物協定に違反した 場合の措置	
土均	也の所有者等の人数	
協	定参加者の人数	

- (注) 添付書類(1) 広告物協定書の写し
  - (2) 広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類

別記第1号様式の7及び別記第1号様式の8を次のように改める。	

	和歌	山県報	号	外	(18	()					令和	3年	3月	31 日	(水曜日)
別	記第1号様式の7	(第2条の5	関係)												
			· 告		協	定	変	更	届	出	書		年	月	日
	和歌山県知	1事	,	様											
					届出者		氏名		亚. 口						`
								法人		って			る事系 者のE	务所の 氏名	
	和歌山県屋外 次のとおり届け			和59 <sup>左</sup>	<b>丰和</b> 歌	(山)	_								より、
	広告物協定	の名称													
	認定年月日及	及び番号		年	Ē.	月	F	3		Š	色	号			
	変更等の	內 容													
	変更等の	理 由													
	土地所有者等	等の人数													
	協定参加者	の人数													

(注) 添付書類(1) 変更後の広告物協定書の写し

変更の合意人数

(2) 広告物協定の変更に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類

イロリスト	ᆚᅏᄿ	<b>つ</b> ハ (10	/	节和3年3月31日	(八八甲 口
別記第1号様式の8	(第2条の5関係	系)			

広告物協定廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所 氏名

(電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第5条の4第6項の規定により、 次のとおり届け出します。

広告物協定の名称					
認定年月日及び番号	年	月	Ħ	第	号
廃 止 の 理 由					
土地所有者等の人数					
協定参加者の人数					
廃止の合意人数					

(注) 添付書類 広告物協定の廃止に係る士地所有者等の合意状況が判別できる書類

別記第3号様式から別記第4号様式までを次のように改める。	

記第3号様式(第	7条関係)									
	屋	屋外 広 台	告物 更	新許	可 (	確 認	)申請	青 書		
和歌山県知事	様								年	月日
11.00(1-)(2.0.1)	1134			申	請者	住所				
						氏名				
						_	話番号		). ). w ===	)
								あっては、 <u>:</u> . 名称及び		
和歌山県屋外広 す。	告物条例(日	昭和59年和	歌山県纟	条例第	10号)第	9条第	3項の規	足定により、	次のと:	おり申請し
7 0						禁止地			物活用地	
表示(設置)				区分		午可地:   第1種	或等 〔地域 〕		保全型広 物協定地	告整備地 区
場所						□第2種				
				□建領	薬物を和					 告物
種類	□自家用。 □一般広			□独	立して記 作物を利	受置さ.	れる広行	告物		の広告物
		□ 10J			速道路等					
<b>電火まごよよ</b> 機	□有	照明		」有		□ 無		特殊	□有	□回転
電光表示広告物	□無	装置	□外部 □内部		□ネオ		)	装置	□無	□点滅
表示面積(合計)		$\mathrm{m}^2$	表示面	i積(1面	前) m <sup>2</sup>	数	量	個 (枚)	材質	
※屋外広告物 管 理 者	住所							(5	ラニイ	\
管 理 者 既許可(確認)の	氏名		左	<u> </u>	ロムル	化众	宏	(	重話 号	)
年月日及び番号			年	月 ———	日付け:	1年7月	第 ———		万	
許可(確認)期 間			年	月	日から		年	月	目まで	
更新許可(確認)期間			年	月	日から		年		日まで	
更新回数								П		
備考										
(写真貼付欄)					(注)					
						□には い。	、該当	するものに	「レ印を記	己入してく
						※印欄 添付図		当する場合	に記入し	てくださ
						(1) F	⋾請前3	0日以内に	撮影した	上広告物 <i>0</i>
						(2) 割		は確認書の		
								面積、高さ 高速道路等		
					Ø,	広告物	の場合	にあっては 沿道案内広	別紙1に	、広告物の
								石垣条内屋 こてください		カロ (この) た
						_				
								(収)	人欄)	

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

- 1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳 (1)壁面広告(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩		
百司衣小围惧	<b>以</b> 农小田惧	空 山 山 付	彩度8を超える	る色の使用割合	
$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	1/3超	1/3以下	

## (2)突出し広告

突出し幅	地面から庁生物	はでの直さ	色彩		
大山し幅	地面から広告物までの高さ		彩度8を超える色の使用害		
m	上端 下端	m m	1/3超	1/3以下	

# (3)屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端 までの高さ	建築物の高さ	色 彩度8を超える	彩 5色の使用割合
m	m	m	1/3超	1/3以下

## (4)独立して設置される広告物

## (自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩		
衣 小 田 傾	同で	彩度8を超える色の使用割合		
1面当たり m <sup>2</sup> 合計面積 m <sup>2</sup>	m	1/3超 1/3以下		

#### (一般広告物)

I	表示面積		高	+	色彩		
			曰	d	彩度8を超える色の使用割合		
	1面当たり 合計面積	${f m}^2 \ {f m}^2$		m	1/3超	1/3以下	
Ī	隣接する一般広告物との距離			信号機	及び道路標識等か	らの距離	
			m			m	

## (5)その他の広告物

(8) 6 2 10 2 10 10		Î		
表示面積	高さ	色彩		
衣小山傾	同ひ	彩度8を超える色の使用割合		
$\mathrm{m}^2$	m	1/3超 1/3以下		

- (注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。
- 2 1の敷地における広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積		
$\mathrm{m}^2$	個	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$		

# 3 1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

	表示面積の合計	数量
Ī		
	$\mathrm{m}^2$	個

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

	指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項									
	区分	名称	内容の説明、指定地域	インターチェンジの名称						
1										
2										
3										

#### (注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに1の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあっては「特産品」と、指定観光施設等にあっては「観光施設等」と記載してください。

#### (2)(1)の広告物の表示者又は設置者

(-) (1)	VALUE OF STATES	
	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1)の1から3の順に記載してください。

#### (3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅		
m	m	m		
	高速道路等に設置されている案内 標識からの広告物までの距離	高速道路等の道路端からの距離		
m	m	m		

## (4) 広告物の表示面積等

(1)四日のであり、四限り		
広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積
$\mathrm{m}^2$	$m^2$	$\mathrm{m}^2$
表示する日本語の内容の全部に	こついて、英語その他外国語による	翻訳又はローマ字の表示の有無
	□有    □無	

(注) □には、該当するものにレ印を記入してください。

# (5)主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

	茶色		白	色
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本産業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

## (6)表示する文字

表示する文字(右記以外の表示)の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字 の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

# (7)同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道上にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無
□有    □無
(有の場合のみ)上記の広告物の設置場所

(注) □には、該当するものにレ印を記入してください。

別記第3号様式の2(第7条関係)

屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所 氏名 (電話番号

)

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

点検者 住所 氏名

有している資格

和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和59年和歌山県規則第85号)第7条第2項の規定により、屋外広告物自主点検結果を下記のとおり報告します。

記

1 広告物又は広告物を掲出する物件の概要

(1)	表示又は設置の場所					
(2)	設置年月日	年	月	日		
(3)	前回許可日	年	月	日付け指令	第	号

2 広告物等の点検結果

点検日 :

年 月 日

	項目	※異常の有無	改善の概要
(1)	取付け(支持)部分の変形又は腐食	有 · 無	
(2)	主要部材の変形又は腐食	有 · 無	
(3)	ボルト・ビス等のさび	有 · 無	
(4)	表示面の汚損、変色又は剥離	有 · 無	
(5)	表示面の破損	有 · 無	
(6)	照明装置の破損	有 · 無	
(7)	その他特に点検した箇所	有 · 無	

- (注)1 高速道路等沿道案内広告物、案内広告物(電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものを除く。)、壁面広告、突出し広告、屋上広告又は独立して設置される広告物にあっては、この報告書を提出してください。
  - 2 ※印欄は、該当するものに○で囲んでください。
  - 3 点検者の資格を証する書類の写しを添付してください。

		7.		, , ,	н	( ),,,,,,	, , ,	H14 E	年	月	F
和歌山県知事	核	Ŕ									
					申請者	住所					
						氏名					
											)
屋外広告物変更等許可(確認)申請書  年 月 和歌山県知事様 申請者住所 氏名 (電話番号	事務所の										
和歌山県屋外が	告出	勿多例(四	和59年和哥	 	至10号)						
	<b>ч</b> н	37671(	1400 1 144	V == > (( > ( ) )	1310.37	71710710	7171 7	79672130		, , ,	1 4
表示(設置	)										
場	所										
				□建築物	勿を利用	月する点	告物	□案内	可広告物		
種	類							ŋ □その	の他の広告	物	
		凵一般広	音物					Ŋ			
	+						1 1/2	-			
電火丰子片生	H-/m	□ 有	照明	L	]有	□無		特殊	□有	□回転	Ž
电儿女小丛百	1///	□ 無	装置					装置	□無	□点源	犮
* = =	毛宝	/ 赤ョ	3 <del>2%</del> /	口內部照			)		/本田子	-\	
		(发り			(多		$m^2$		(変更形		(松)
		(変す			(			数量	(変更後		
							$\mathbf{m}^2$				(枚)
	間	年	月	日から	年	月	日ま	で			
	取出県知事 様										
		D									
和歌山県知事 様 申請者 住所 氏名 (電話番号 法人にあっては 所在地、名称及 和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第10条第1項の規定によます。 表示 (設置)	(南紅										
和	$\dashv$								(電話		,
+	_,								(電話		
旭 上		和歌山県		業登録の年					月		
		月日及び	番号		和歌山	山県屋夕	<b>卜</b> 広告業	登録	第	号	
[##	±z.										
7)用	与										
(注)											
展外 広告物 変 更 等 許 可 (確 認 ) 申 諸 書  年 月  和歌山県知事 様  申請者 住所 氏名 (電話番号											
	該当	する場合	に記載して	こください。							
	又は	確認書の	写し								
						の任					
	_		a file a	2.5 (							

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物以外の広告物

- 1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳 (1)壁面広告(1壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積 壁面面積 ※	壁面面積	色彩	
百司衣小围惧	<b>以</b> 农小国惧	生 田 田 作	彩度8を超える色の使用割合	
$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$	1/3超 1/3以下	

## (2)突出し広告

突出し幅	地面から広告物までの高さ		色彩	
大山し幅			彩度8を超える	る色の使用割合
m	上端 下端	m m	1/3超	1/3以下

## (3)屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端 建築物の高さ 色彩		色彩	
ムロ物の同さ	までの高さ	建築物の同さ	彩度8を超え	る色の使用割合
m	m	m	1/3超	1/3以下

## (4)独立して設置される広告物

# (自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩
衣 小	同じ	彩度8を超える色の使用割合
1面当たり m <sup>2</sup> 合計面積 m <sup>2</sup>	m	1/3超 1/3以下

#### (一般広告物)

	(人) (及為自物)					
表示面積			高さ		1	色彩
	衣小刞惧				彩度8を超え	る色の使用割合
	1面当たり m <sup>2</sup> 合計面積 m <sup>2</sup>			m	1/3超	1/3以下
	隣接する一般広告物との距離		信号機力	及び道路標識等か	らの距離	
			m			m

# (5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
2八、山頂	同で	彩度8を超える色の使用割合	
$\mathrm{m}^2$	m	1/3超 1/3以下	

<sup>(</sup>注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

## 2 1の敷地における広告物の表示面積の合計

70. — 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			
表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
$\mathrm{m}^2$	個	$\mathtt{m}^2$	$\mathrm{m}^2$

<sup>(</sup>注) 図面については、当該1の敷地における、本申請に係る広告物及び現に許可を受けて表示し、又は 設置している他の広告物のそれぞれの位置及び表示面積を記載してください。

# 3 1の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計

表示面積の合計	数量
$m^2$	個

広告物の種類が高速道路等沿道案内広告物の表示面積、高さ、色彩等

(1) 広告物の表示する事項

	指定特産品及び当該指定特産品に係る指定地域又は指定観光施設等に関する表示する事項				
	区分	名称	内容の説明、指定地域	インターチェンジの名称	
1					
2					
3					

#### (注)

- 1 表示する指定特産品又は指定観光施設等ごとに1の行から順に記載してください。
- 2 「区分」の欄は、指定特産品にあっては「特産品」と、指定観光施設等にあっては「観光施設等」と記載してください。

## (2)(1)の広告物の表示者又は設置者

	表示者	設置者
1		
2		
3		

(注) (1)の1から3の順に記載してください。

#### (3) 広告物の規格、位置等

地面からの高さ	道路面からの高さ	表示面の幅
m	m	m
最寄りの高速道路等沿道案内広告 物からの距離	高速道路等に設置されている案内 標識からの広告物までの距離	高速道路等の道路端からの距離
m	m	m

## (4) 広告物の表示面積等

広告物の表示面積	案内部分の合計面積	記号等部分の合計面積			
$m^2$	$\mathrm{m}^2$	$\mathrm{m}^2$			
表示する日本語の内容の全部について、英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示の有無					
□有     □無					

(注) □には、該当するものにレ印を記入してください。

## (5)主要部分及び案内部分で使用する表示面又は文字等の色彩

茶色			白色	
色相	明度	彩度	明度	彩度

(注) 日本産業規格のマンセル表色系の色相、明度及び彩度を記載してください。

## (6)表示する文字

表示する文字(右記以外の表示)の最小の縦の長さ	日本語の内容に付す英語その他外国語及びローマ字 の表示の最小の縦の長さ
cm	cm

# (7)同一の内容を表示する高速道路等沿道案内広告物

最寄りの高速道路等の沿道上にある同一の表示をする既存の高速道路等沿道案内広告物の有無				
□有    □無				
(有の場合のみ)上記の広告物の設置場所				

(注) □には、該当するものにレ印を記入してください。

別記第7号様式の3を次のように改める。	

己第7号様式の	3(第13条の	4関係)							
		受		領	書				
							年	月	日
和勁山間	知事 様								
7 H W ( ) T									
			返還	を受けた	者				
					所				
				氏	(電話	平口.			\
					(電話 「法人	番写 にあって	は、主た	る事務所	) Fの〕
					所在	地、名称	及び代表	者の氏名	3
下記のとお	り広告物又は	は掲出物(	牛(現金	念)の返還	を受けまし	<b>ンた。</b>			
返還を受	けた日	時							
返還を受	けた場	所							
返還を受け	保 管 番	号							
た広告物又は掲出物件	名称又は種	類							
733140	数	量							
返還を受り	けた現金の	額							

別記第10号様式から別記第11号様式の3までを次のように改める。	

別記第10号様式(第15条関係)

屋外広告物設置者等変更届

年 月 日

)

和歌山県知事 様

届出者 住所 氏名

(電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者の氏名

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第19条第2項(第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

広 告 物 (	の種	類							
表示	内	容							
表示(設计	置)場	所							
現在受けている許可 認)の年月日及び番			年	月	日	付け指令	第		号
変更年	月	日	年	月	日				
新設置者等	住	所					け指令第(電話		
初以巨石子	氏	名				(電	括		)
旧設置者等	住	所							
山以但石寺	氏	名				(電影	活		)
変  更	理	由							
備		考							

別記第11号様式	(第16条の2関係)	

屋外広告業登録申請書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所

申請者

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、) 商号又は名称及び代表者の氏名

屋外広告業の登録を受けたいので、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第23条 規定により、次のとおり申請します。

(第1面)

	新	規	<b>*</b>	登	辒	釆	号					歌山								
登録の種類							•				屋	外広	告業	登録	閉					号
	更	新		登			月	日							年		月			日
<ul><li>(フ リ カ 氏名及び生</li></ul>			法人	、• 個	人の	)別		(	( 1	法人	•	2	個,	人	)					
法人にあってに 名称、代表者の 年月日											生年	手月 日	ı		年		月			日生
			郵便	番号	· (		_		)											
住 所 又 は	所	在 地													5 F /					
		<i>+</i> ="			<b>→</b> 1	-N - 1				/	MIG				番号(	)				
<i>h</i>		和 歌	山 県 I	0)	<u>区</u> ‡					宮	乗 を	と 行	<u> </u>	宮 :		<i>=</i> -r	Tr.			
名	称					所	1	玍	地						電	話	番	号		
☆ [申請者が法 <i>)</i> 役	<b>人の場合</b> 員				:	役			職						、フモ	IJ	ガ	ナ	) 名	
(業務を執行す 役、執行役又 ずる者)																				

(第2面)

★ [申請者が 未成年の場 合]	(フリガナ) 氏名及び 生年月日 法人にあっては、商 号又は名称、代表者 の氏名及び生年月日	法人・個人の別 ( 1 法人 生 年 月 日	<ul><li>2 個人 )</li><li>年 月 日生</li></ul>
法 定 代 理 人	住所又は所在地役員	郵便番号( 一 )	電話番号( ) — (フリガナ)
	法定代理人が 法人である場合	役 職	氏 名
業務主任者	所属営業所の名称	; (フリガナ) 氏 名	適要
他 の 地 方 公 共 団 体 に お け る 登 録	地方公共団体	名 登録番号	登録年月日

(注)

- 1 新規の登録の場合、※印のある欄は記入しないでください。
- 2 「新規・更新」及び「法人・個人」の別については、いずれか該当する方に丸印を付けてください。
- 3 申請者が法人の場合は、☆印のある欄を、申請者が未成年である場合は、★印のある欄を記入してください。
- 4 添付書類
  - (1) 条例第23条の2第2項に規定する誓約書 [様式第11号の2]
  - (2) 業務主任者が条例第25条第1項各号の要件のいずれかに適合することを証する書面
  - (3) 規則第16条の3第1項第3号に規定する略歴書(登録申請者、役員、法定代理人、法定代理人(法人)の役員) [様式第11号の3]
  - (4) 登記事項証明書(登録申請者及び法定代理人が法人である場合)

別記第11号様式の2(第16条の3関係)

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)は、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第23条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

和歌山県知事 様

### ※参考

(登録の拒否)

- 第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条の2の 登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若し くは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
  - (1) 第26条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
  - (2) 屋外広告業者(第23条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。 以下同じ。)で法人であるものが第26条の2第1項の規定により登録を取り消された 場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった 者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
  - (3) 第26条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前 各号又は次号のいずれかに該当するもの
  - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
  - (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

	<del></del>	法定代理人(法人)の役員
現住所	郵便番号(	<ul><li>一 )</li><li>電話番号( ) -</li></ul>
	リ ガ ナ 名称又は氏名	生年月日
	期 自 年月日 至 年月日	職務内容又は業務内容
略		
歴		
<i>l</i> ie.		
	年月日	賞罰の内容
罰		
上訴	己のとおり相違ありま	
	年	月 日 氏名

別記第13号様式から別記第14号様式までを次のように改める。	

別記第13号様式(第18条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所

届出者

氏 名

| 法人にあっては、主たる事務所の所在地、 | 商号又は名称及び代表者の氏名

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第23条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	和歌山県屋外広告業 登録第
(フリガナ)       氏名       法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名	法人・個人の別 ( 1 法人 ・ 2 個人 )
住所又は所在地	郵便番号( 一 ) 電話番号( ) 一
変 更 事 項 ※(右欄の該当事項に○印 を付けてください。)	1 商号、名称、所在地(法人)       5 未成年者の法定代理人の氏名、住所、         2 氏名、住所(個人)       法人の役員の氏名(法定代理人が法人の場合)         3 営業所の名称、所在地       の場合)         4 法人の役員の氏名       6 業務主任者の氏名、所属営業所
変更年月日	変 更 前 変 更 後

(注)

- 1 「法人・個人」の別については、いずれか該当する方に○印を付けてください。
- 2 添付書類

変更事項1の場合 下記(4)

変更事項3の場合 下記(4) [商業登記の変更を必要とする場合に限る。]

変更事項4の場合 下記(1)、(3)、(4)

変更事項5の場合 下記(1)、(3) [法定代理人が法人の場合(4)]

変更事項6の場合 下記(2)

- 記 (1) 規則第16条の3第1号に規定する誓約書 [別記第11号様式の2]
  - (2) 業務主任者が条例第25条第1項各号の要件のいずれかに適合することを証する書面
  - (3) 規則第16条の3第3号に規定する略歴書 [別記第11号様式の3]
  - (4) 登記事項証明書

別記第13号様式の2(第18条関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

和歌山県知事様

住所

届出者

氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名

和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)第23条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号 和歌山県屋外 登録第	外広告業 号	登 録	年 月	日		年	月	日
(フリガナ)         氏名         (法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名)	法人・個人の別	別 (1	法人	• 2	個人 )			
住 所 又 は 所 在 地	郵便番号(	_	)	電話	番号(	)	_	
届 出 理 由 ※(右欄の該当事項に○印 を付けてください。)	2 登録申請 3 登録申請 4 登録申請	者(個人)の 渚(法人)の 渚(法人)の 渚(法人)の 詫の廃止(ほ を含む。)	消滅 破産によ 破産以外	による	解散	1市の区域:	を除く。	) の
届出理由の生じた日		年	:	月	日			
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係 ※(右欄の該当事項に丸印 を付けてください。)	2 登録申請 3 登録申請 4 登録申請	渚(個人)の 渚(法人)の 渚(法人)の 渚(法人)の 業者であっ	代表役員 破産管財 清算人	人		·員		

(注) 添付書類 交付を受けている屋外広告業登録済証

記第14号標	<b></b> (注	第20条	関係)										
			Ī	和歌山	県屋名	外広告!	物講習	会受講	申込書		左	月	п
和歌[	山県知	事	様		受講		E所 C名				年	Л	日
壬中 郎 八		1 <del>       </del>	· Hom 夕 /	51+/-/-	- <del>1</del>			(電話を	年		月のしおど	日生	) 7. <del>1</del>
す。	県 座 ク			列他1、	規則	弗 <i>2</i> 0余	:弗1垻(	ク規止(	により	、火	ひとわり	申し込る	かよ
勤務	先	名	在 地		· <b></b> -								
		代表	者名		<del>h.*</del>		44			币加	F	ンケナケニナ	亚. 口
		ア 資	建築		52条第	秀1項に	格 規定す	つる建築	生士の	取得	年月日	資格証	番号
屋外広告			イ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士 の資格を有する者										
「施行にる事項」 「除する資	を免	ウ	ウ 電気事業法第54条第1項に規定する 第1種電気主任技術者免状 ) 第2種 " を有する者 第3種 "										
			職業	能力関けに	月発促 系る暗	進法に 選業訓	鯟指導	帆布製 員免許 錬修了	所持				
受付权	襴		講番			者又は職業訓練修了 <u>手</u> 数 料						₹(3cm×4cm)	
					- <i>(</i> 初)	n <del>版</del> な	ナンレンン	と。) -					
<b>公に 原</b>					(93				_	· ^ / ^ / ^ / ^ / ^ / ^ / ^ / ^ / ^ / ^	· 文	样 参 こな	
器 難 6									1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の承認を受けて下ない。 1 巻目がき番割のたい	了証書を	受講票は当日必ず持参 てください。 ※印欄は、記入しない	
告 講 数						<\rangle	力法	Н	 	認を現る	まれて、修了場合は、修了 しません。	没講簿は当て人へだない※円舗は、	ください。
外広	※受講番号	8	開業	購習時間	※講習会場	郑		超		90乗	湯 2、湯 2、谷 美。	sp 4 を 文 ン ※	くか
屋点	紅又	出	<b>※</b> 逐	業※	糯	144 124 124	神科及自目が	〈承 認					

別記第16号様式を次のように改める。	

											年	月	日
和歌山県	:知事	·		様									
						盽	申請者	住所 氏名		年	月	日	生
和歌山県屋のとおり申請			条例(	(昭和59	/年和歌	九山県	:条例第	育10 <del>号</del> )	第25条	第1項の	の規定	により	、次
<b>УС 4∪ У 1 н</b> п	T	<b>У</b> 0		T									
勤務先	名		称										
<i>3</i> 9, 49, 96	所	在	地										
屋外広告物に関する													
経験年数													
	_												
備考													
備   考													
(注) 添付書	類	屋外月	広告報	勿に関す	「る経験	<b>涣年</b> 数	女を証明	明する	もの				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第70号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(電子情報処理組織による申請及び提出) 第26条 略 2・3 略	(電子情報処理組織による申請及び提出) 第26条 略 2・3 略 4 第1項の規定により申請又は提出を行う場合 において、指定試験機関は、受験申込書への署 名については、氏名を明らかにする措置であっ て指定試験機関が定めるものをもって当該署名 に代えさせることができる。

別記第1号様式から別記第1号様式の3までを次のように改める。

記第1号様	式	(第3条関係)										
				(=	表面)			_				
			二級							※受付	印	
			木造	建築士免討	許申請:	書						
[記入注意	<u>†</u> ]	数字は、算用数字を	用い、※村	闌は記入も	Ŀず、[	]のある	5欄は	該当す				
る口の中に	レ目	7を付けてください。	二級又は	木造のいす	゛れかを	消して	くだ	さい。				
									※受付	寸番号 		
私は、	二級 木造	建築士の免許を受	けたいの	で、本籍の	の記載	のある(	住民票	票の写し	を添え	え、申請しま	きす。	
私は、	下記	事項が真実で、かつ	正確であ	ることを	誓いま	す。						
		年 月 日										
和歌山」	県知:	事様				氏名	, 					
> 10 28	. 2.			1.75								
ふ り が 氏	な名			生年 月日		4	年	月	日生	7-3		
本	籍					性別	男		<b>∵</b> □	1 縦4.5c の写真の		
<b>平</b>	稍					生力	カ			名及び撮 記入して		
現住	所	<b>│</b> 〒		衝	話					付けてく	ださい。	0
		二級 独筑 [ の計画	A A . I							2 貼付し 免許証に		
試 験		十次							ます。			
		合格証書日付	左	手 月	日	合 格	証書	售番 号	第			号
登録申請口	区分	1 学歴□ 2	学歴+9	<b>実務</b> □	3 実	· 務□	4	建築士	· 法第4彡	条第5項□		
記申1入請		学校名		学	部名	学科名	7		入学	<b>と・卒業(修</b>	了)年月	
門する									年			
学歴に上									年	7		)
みり									年年	/ • / • •	· 纟(修了	)
入る務2		学校名	学部	名・学科	名	入当		業(修了 月	<b>^</b> )	建築実務組 合		間の
場より 合り						<b>F</b>				н	н	
入 場合のみ記						年年		入学 卒業(修 <sup>*</sup>	了)	年	Ē	月
此り天												
の申		建築実務経験期間の合計										
み記入 実務によ					左	Ē.	月					
場よ			1									
のり44 み申条		免許名称	夕	产产者名		免	色許の	年月日		資格認定書	書の年)	月日
のみ記入 9申請する場合 4												
る項士							年	月	日	年	月	日
台よ第												

(裏面)

				がありますか。	,		□ある	□ない
	ある	るときはその るときはその った日	)罪及い刑 )刑の執行を終む	り、又は執行	を受し	けることがな	——————— 年	月 日
	て罰金	金の刑に処せ	Eに違反して、又 tられたことがあ )罪及び刑	りますか。	(築に	関し罪を犯し	□ある	□ない
欠	ある		の刑の執行を終れ		を受り	けることがな	——————— 年	月 日
格事	-	桑士法第9条 二級建築日 けか。	□ある	口ない				
由	あろときけ その日							月 日
Щ	の停」	築士法第10名 上の期間中に 二級建築日	□ある	□ない				
	業 5 精 正に	の停止の処 神の機能の阿	1分を受けたこと 章害により二級類 って必要な認知、 <b></b> だ態ですか。	単築士又は木造	建築	士の業務を適	年	月 日か 月 日ま □いいえ
※登	録番号		※登録年月日	年 月	日	※登録確認	***************************************	

別記第1号様式の2	(第3条関係)
$D \cap B \cap B \cap A \cap A$	

(表面)

### 実務経歴書

[記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)毎に作成し、今まで の建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入し てください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加 書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽 の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合も ※受付番号 あります。二級又は木造のいずれかを消してください。

※受付印

- 二級 私は、 木造 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの 木造

実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

氏名\_\_\_\_\_

				勤務先等		
苗	勤務先(部課名まで) 所在地(番地まで)		在職期間の合	計		
			<u></u>	//日本代田地よ て/	年月~年月	年月数
					年 月~ 年 月	年月
年月	在職期 ~年月	間 年月数	地位職名	建築実務の内容(建築:	士法施行規則第1条の2)	
			建筑宝	    務の詳細	建築実務経験期間	の合計
			建築夫	がプロール	年	月
	対象物	骨の名称	等	対象物件の所在地	建築実務経験其	
(1)			7	3.4.24.14.1.3.75.1	年月~年月	年月数
					年 月~ 年 月	年月
(1)	実務	経験の対	象となる業績	途・構造・規模・担当業	務 等)	
		W - 5-4	tota .		建築実務経験	
	対象物	件の名称	等	対象物件の所在地	年月~年月	年月数
(2)					年 月~ 年 月	年月
, ,	実務	経験の対	象となる業績	努の内容(できるだけ具体的に 用	途・構造・規模・担当業	務 等)
	対象物	骨の名称	<b>等</b>	対象物件の所在地	建築実務経験其	
	717877	211 - 5 - E 1/3	,,	7138 1371 - 2771 1121	年月~年月	年月数
(0)					年 月~ 年 月	年月
(3)				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

# (裏面)

		建築実務の詳細	
	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間 年月~年月 年月数
(4)			年月~年月年)
(4)	実務経験の対象となる美	美務の内容(できるだけ具体的に	用途・構造・規模・担当業務等)
	11 to 11 0 to 11 to 15		建築実務経験期間
(5)	対象物件の名称等	対象物件の所在地 	年月~年月 年月数
	実務経験の対象とかろ当	美務の内容(できるだけ具体的に	年 月~ 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 日 年 月 日 日 日 日
	人切加压吸收力 数 C ' & 0 /	NAME OF STREET, ASSESSED OF STREET, ST	加速 間延 加快 四日末切 17
	対象物件の名称等	 対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月~年月     年月数       年月~年月     年月
(6)	 実務経験の対象となるぎ		
	)(I)))(E))((E))	CD ATTENCE OF CONTRACT	7/10/2 11/2 //10/2 14/10/3 17/
	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
-	AND THE PROPERTY OF	74 38 1941 - 5777 T.Z.	年月~年月 年月数
(7)	字数収験の製色したフラ	大政の内容(でもておけ目仕的に	年月~年月 年 月
	夫伤腔駅の対象となる。	美務の内容(できるだけ具体的に	用途・構造・規模・担当業務等)
	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	年月~年月     年月数       年月~年月     年月
(8)	 実務経験の対象となるӭ	<u> </u>	用途・構造・規模・担当業務等)
	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間 年月~年月 年月数
(0)			年月~年月 年)
(9)	中郊辺野への上はもしょっと	 巻務の内容(できるだけ具体的に	用途・構造・規模・担当業務等)

別記第1号様式の3(第3条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

証明者

住所 • 所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した 二級 木造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しな いことを証明します。

記

- 1. 免許申請者氏名
- 2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計: 年 月

建築実務の内容:

# 備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が真実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

別記第3号様式から別記第5号様式の3までを次のように改める。	

別記第3号様式(第6条関係)

#### 二級 木造 建築士登録事項変更届

私は、このたび下記のとおり登録事項に変更が生じましたので、建築士法施行細則第6 条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所 氏 名

 登録番号
 第
 号

 登録年月日
 年
 月
 日

記

1 変更

登	録	事	項	変	更
ふりがな 氏 名					
性別					

- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

別記第3号様式の2(第6条の2関係)

# 二級 木造 建築士免許証書換交付申請書

私は、このたび下記のとおり建築士免許証の書換え交付を受けたいので、建築士法施行 細則第6条の2第1項の規定により申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所 氏 名

 登録番号
 第
 号

 登録年月日
 年
 月

 日

記

1 変更内容

登	録	事	項	変	更
ふ り が 氏	ぶ 名				

写真

- 1 縦4.5cm、横3.5 cmの写真の裏面に 氏名及び撮影年月 日を記入してのり で貼り付けてくだ さい。
- 2 貼付した写真は 免許証に転写されます。

- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

別記第4号様式(第7条関係)

二級 建築士免許証再交付申請書 木造

私は、このたび免許証を汚損、亡失しましたので、下記のとおり再交付を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所 氏 名

記

1	<ul><li>ふりがな</li><li>氏 名</li></ul>	写真 1 縦4.5cm、横3.5cm の写真の裏面に氏名 及び撮影年月日を記
2	生 年 月 日	入してのりで貼り付けてください。
3	性別	2 貼付した写真は免 許証に転写されます。
4	本 籍	
5	登録番号	
6	登録年月日	
7	汚損又は亡失の年月日	
8	汚損又は亡失の (具体的に詳しく	

別記第5号様式(第8条関係)

死 亡 等 届 出 書

建築士法第8条の2の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

記

,	届出の理由	1 死亡		法第7条 第3号に該		3 建築士法 第5条の2に	
	ふりがな 氏 名						
被届出者の	生年月日			年 ,	月	日	
	性 別						
登録事	本 籍 地 (都道府県名 又は国籍名)						
項 等	登録番号	二級 木造	第				号
	登録年月日			年	月	日	
届出事由の生じた日				年	月	日	
1 被届出者と 相線 届出者との関係		1 相続人	2 本人		3	(1)本人 (2)法定代3 (3)同居の新	

注 「届出の理由」、「登録番号」及び「被届出者と届出者との関係」につ いては、それぞれ該当する事項の数字等を○で囲んでください。

別記第5号様式の2(第8条関係)

二級 建築士免許取消申請書 木造

私は、このたび 二級 木造 建築士の免許を取り消したいので、免許証を添えて、下記の とおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所 氏 名

記

> 10 18 45	
1 氏     名	
2 生 年 月 日	
3 性 別	
4 本 籍 地	
5 登 録 番 号	
6 登録年月日	
7 取 消 理 由	

別記第5号様式の3(第8条関係)

# 失 踪 宣 告 届 出 書

下記の者は、 年 月 日に失踪の宣告を受けましたので、建築士法施行細則第8条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出義務者 住所

氏名

(下記の者との続柄)

記

	ふりがな 氏 名							
2	生年月日		年	<u>:</u>	月	日		
3	性 別							
(	本籍地 (都道府県名 又は国籍名)							
5	登録番号	二級木造		第			号	
6	登録年月日		年	•	月	日		

別記第8号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

	和歌山県報	号外(18)	令和3年3月31日(水曜日)
別記第	第8号様式(第38条関係)		
建築、知事	一級 二級 木造 士事務所の登録事項に次のとおり変 年 月 日	展があったので、	23条の5第1項 } の規定により届け出ます。 23条の5第2項 }
指定 (名 〔注; 1 2	事務所登録機関 名称) 意事項〕	前の事項を記入してください。	その開設者の氏名又は名称を記入してください。
	開設者の氏名又は名称		
建	建築士事務所の名称		
築士	建築士事務所の所在地		
事務	一級建築士事務所、二級建築士事 務所又は木造建築士事務所の別		
所	3% A3 Az D D		

登録年月日 登録番号

	項目	変更前	変更後	変更年月日
	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな	
	建築士事務所の所在地			
変	電話番号			
更	開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな	
_	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり		
項	管理建築上	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別 管理建築士講習を修了した年月日 平成 年 月 日 修了証番号 第 号	
	所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」の。	Lおり	

こおり	
【作成担当者】	
部 署: 氏 名:	
TEL:	

### 【別添1】

### 役員名簿

### 〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない 部分を別紙に記入して添えてください。

変更		変更後								
ふりがな 氏 名	役名	ふりがな 氏 名	役 名	生	年 月	目				
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	目			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	目			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	B			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	B			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	B			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	Ħ			
		男 • 女		明治・大正 昭和・平成	年	月	日			

(備考)

別紙	右	

無□

### 【別添2】

### 所属建築士変更事項

[記入注意]

- 1 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れ た建築士について、所属が外れた年月日を記入してください。
- 2 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入し て添えてください。 ○新たに所属建築士となった建築士

○新たに所属建築:	士となった建築士					
氏 名	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあっ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属した 年 月 日
○現行の所属建築	士及び所属を外れ7	こ建築士				
氏 名	一級建築士、二 級建築士又は木 造建築士の別	登録番号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあっ ては、その旨	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	所属を外れた 年 月 日
(備考) 別紙 有 □ 無 □	計	変 更 前 一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築 設備設計一級建築		計	変 更 後 一級建築士 二級建築士 木造建築士 株造建築士 構造設計一級建領 設備設計一級建領	

別記第9号様式(第39条関係)

廃 業 等 届 書

建築士法第23条の7の規定により下記事項を届け出ます。

登録番号()第 号

登録年月日

年 月 日

事務所所在地

名称又は商号

登録申請氏名

記

	摘    要	事	実	発	生	年	月	日	
1	建築士事務所の業務の廃止								
2	開設者が死亡								
3	開設者が破産								
4	合併による解散								
5	破産又は合併以外の事由による 解散								

(注)該当する欄の数字を○で囲むこと。

年 月 日

住 所 届出者 氏 名

和歌山県知事 様

和歌山	<b>⅃県報</b>	号外	(18)			令	和 3 年	年3月	31 日	(水曜日)
別記第10号様式(第	45条関係)									
No.										
			閲覧	申込書						
							年	月	日	
和歌山県知事	<b>基</b>									
						所 名				
閲覧しようと	登録番号									
する建築士又は建築士事務	氏名又は名	<b>名称</b>								
所等	住所又は原	近 近 行 在 地								
閲覧	目 的									
閲覧	書 類									
閲覧	月 日		年	月	日	検	収			
備	考									
								(日本)	全業規格	

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 和歌山県規則第71号

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

漁港漁場整備法施行細則(昭和49年和歌山県規則第92号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。 別記第1号様式(第2条関係)

土地 水面 の立入(使用)許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (法人にあってはその) 名称及び代表者の氏名

次のとおり 土地 水面 の立入(使用)をしたいので、漁港漁場整備法第24条第1項(法第36条 第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 漁港名
- 2 土 地 の立入(使用)の目的 域
- 3 土 地 の立入(使用)の場所 城
- 4 土 地 の立入(使用)の面積 水 域
- 5 土 地 の立入(使用)の期間 水 域

別記第2号様式(第3条関係)

漁港施設処分許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (法人にあってはその名) 称及び代表者の氏名

次のとおり漁港施設を処分したいので、漁港漁場整備法第37条第1項の規定により、関係 書類を添えて申請します。

- 1 漁港名
- 2 漁港施設の名称、構造及び機能
- 3 所在の場所
- 4 漁港施設設置の経緯
- 5 漁港施設を処分しようとする理由及び内容
- 6 漁港施設の処分後の処置

別記第3号様式(第4条関係)

漁港の区域内の 水 域 公共空地 における の許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (法人にあってはその) 名称及び代表者の氏名

次のとおり漁港の区域内の 水 域 公共空地 において をしたいので、漁港漁場整備 法第39条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 漁港名
- 2 許可を受けようとする理由
- 3 許可を受けようとする行為の内容
  - (1) 種類
  - (2) 目的
  - (3) 期間
  - (4) 場所
  - (5) 面積
  - (6) 数量
  - (7) 方法

## 注

- 1 種類欄には、工作物の建設又は改良、土砂の採取、土地の掘削又は盛土、汚水の放流 又は汚物の放棄、水面又は土地の占用の別を記載すること。
- 2 数量欄には、汚水の放流の場合には汚水の水質及び水量を、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 3 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

別記第4号様式(第5条関係)

漁港の区域内の 水 域 公共空地 における についての協議書

第 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

名称及び代表者の氏名

水 域 公共空地 において をしたいので、漁港漁場整備 法第39条第4項の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 漁港名
- 2 協議をしようとする理由
- 3 協議をしようとする行為の内容
  - (1) 種類
  - (2) 目的
  - (3) 期間
  - (4) 場所
  - (5) 面積
  - (6) 数量
  - (7) 方法
- 注 種類、数量、方法の各欄には、別記第3号様式の相当欄の記載事項に準じて記載すること。

別記第5号様式中「別記第5号	景様式」を	「別記第5号様式	(第8条関係)	」に改め、	別記第6号様式及び別
記第7号様式を次のように改める	る。				

別記第6号様式(第11条関係)

# 許可事項等変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 法人にあってはその名 称及び代表者の氏名

次のとおり許可事項等を変更したいので漁港漁場整備法施行細則第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 漁港名
- 2 変更理由
- 3 変更しようとする内容
  - (1) 種類
  - (2) 目的
  - (3) 期間
  - (4) 場所
  - (5) 面積
  - (6) 数量
  - (7) 方法

別記第7号様式(第12条関係)

工事等着手·完了届

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (法人にあってはその名) 称及び代表者の氏名

次のとおり工事等 に着手 したので、漁港漁場整備法施行細則第12条の規定により届 を完了 け出ます。

- 1 漁港名
- 2 工事等の許可年月日及び指令番号
- 3 工事等の名称
- 4 工事等の場所
- 5 許可を受けた工事等の期間着手予定<br/>完了予定年 月 日<br/>年 月 日
- 6 工事等の着手完了年月日 年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第72号

和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 和歌山県漁港管理条例施行規則(昭和42年和歌山県規則第38号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

和歌山県報 号外(18) 令和3年3月31日(水曜日) 別記第1号様式(第5条関係) 工作物の新築 工作物の改築 承認申請書 土砂の採取 土地の掘さく 年 月 日 和歌山県知事 様 住 所 申請者 氏 名 工作物の新築 工作物の改築 下記のとおり指定区域内において の承認を受けたいので関係書類を添 土砂の採取 土地の掘さく えて申請します。 記 港 漁 名 作業の場所 作業目的及び 容 内

土地所有者名

作業の期間

## (注) 添付書類

位置図、平面図、構造図、利害関係者の同意書(利害関係者の同意が得られない場合は、 その理由を示した書面) その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(第5条関係)

Ħ	瓦険物等荷役許可申	請書			
			年	月	日
和歌山県知事 様					
		住 所			
	申請者	氏 名			
下記のとおり荷役の許可を受けた	こいので申請します				
	記				
荷役をしようとする危険 物等の品名数量					
例守の即石数重					
船舶の種類及び総トン数					
停係泊の期間					
荷役をしようとする場所					
阿良をしようこする勿用					
荷役をしようとする期間					
一 荷役取扱責任者住所氏名					

別記第3号様式(第5条関係)

占 用 工作物の新築

漁港施設の 工作物の改築 許可申請書

工作物の増築工作物の除去

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

申請者 氏 名

下記のとおり漁港施設の占用、工作物の新築、改築、増築、除去の許可を受けたいので関係 書類を添えて申請します。

記

漁港名		漁港
漁港施設の名称		
場所		
面積		
期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
占用の目的又は 工作物の新築、 増築若しくは除 去の内容		

## (注) 添付書類

位置図、実測平面図、構造図、求積図、利害関係者の同意書(利害関係者の同意が得られない場合は、その理由を示した書面)その他知事が必要と認める書類

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。	

/ / 4	31 F	一(水曜
年	月	日
漁	、港	
日間	j	
日 F	- 非日	間

和	歌山県報	亏	<b>ም</b> (18)			令和	13年	3月3	31 目	(水曜日
別記第5号様式	(第7条関係)									
		漁港	施設占使用	中止 完了 届 廃止	書					
	様							年	月	日
				届出者	住氏					
下記のと	おり漁港施設の	)占使用	中止 を 完了し <i>†</i> 廃止	とので届け	出ます	r.				
				記						
占使用許可	年月日及び指々	令番号								
占使用	施設の	名 称								
占使用	施設の:	場所								
占 使	用 面	積								
占使用の「	中止又は廃止の	の理由								
原 状	回復状	: 況								
占使用期	明間完了年	月日			年	月	日			
占使用のロ	中止又は廃止生	<u></u> ∓月日			年	月	日			

別記第7号様式を次のように改める。	

別記第7号様式(第9条関係)

利用料金	減額 免除	承認申請書
	フロルバ	

年 月 日

指定管理者様

申請者 住 所 氏 名

下記のとおり利用料金の 減額 免除 の承認を受けたいので申請します。

記

使用許可年月日及び番号	
船名	
船舶番号、船舶検査済票番 号 又 は 漁 船 登 録 番 号	
使用施設の名称	
使用施設の場所	
利 用 料 金	
減額又は免除を受ける理由	

別記第9号様式を次のように改める。	

別記第9号様式(第11条関係)

和歌浦漁港指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者) 主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の氏名

和歌山県漁港管理条例第20条の規定により、和歌浦漁港の県管理漁港施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第73号

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例施行規則(平成17年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前						
別記様式(第6条関係)	別記様式(第6条関係)						
和歌山県漁港海岸休憩施設指定管 理者指定申請書 略 代表者の氏名 略	和歌山県漁港海岸休憩施設指定管 理者指定申請書 略 代表者の氏名 <u>印</u>						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第74号

海岸保全区域等における占用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

海岸保全区域等における占用等に関する規則の一部を改正する規則

海岸保全区域等における占用等に関する規則(平成22年和歌山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

占用許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域(一般公共海岸区域)を占用したいので、海岸法第7条第1項(第37条の4)の規定により許可願います。

記

占用の目的						
占用の期間	年	月	日から	年	月	日まで
占用の場所						
施設又は工作物の種類及び構造						
占用の面積等						
工事実施の方法						
工事実施の期間	年	月	日から	年	月	日まで

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 施設又は工作物の構造図及び設計計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該占用に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第2号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

土石採取許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域(一般公共海岸区域)内で土石(砂を含む。以下同じ。)を採取したいので、海岸法第8条第1項(第37条の5)の規定により許可願います。

記

採取の目的							
採取の期間	年	月	日から	年	月	日まで	
採取の場所及 び土地の面積							
採取の方法							
採 取 量							

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 土量計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該行為に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第3号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

施設又は工作物の新設(改築)許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域(一般公共海岸区域)内で施設又は工作物を新設(改築)したいので、海岸法第8条第1項(第37条の5)の規定により許可願います。

記

目的						
場 所						
施設又は工作 物 の 構 造						
工事実施方法						
工事実施期間	年	月	日から	年	月	日まで

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 施設又は工作物の構造図及び設計計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該行為に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第4号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

土地の掘削等許可申請書

下記のとおり、海岸保全区域(一般公共海岸区域)内で土地の掘削(盛土・切土・その他政 令で定める行為)を行いたいので、海岸法第8条第1項(第37条の5)の規定により許可願いま す。

記

行為の目的							
行為の内容							
行為の期間	年	月	日から	年	月	日まで	
行為の場所							
行為の方法							

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 土量計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該行為に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) その他知事が必要と認める図書

別記第5号様式(第3条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

占用許可更新申請書

下記のとおり、占用の許可の期間を更新したいので許可願います。

記

占用の場所							
占用の面積等							
許可年月日	年	月	日 指	令	第	号	
許可期間	年	月	日から	年	月	日まで	
更新期間	年	月	日から	年	月	日まで	
更新の理由							

- (1) 位置図、平面図、横断図及び求積図
- (2) 施設又は工作物の構造図及び設計計算書
- (3) 現況写真
- (4) 当該占用に関し、直接利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書
- (5) 現許可書の写し
- (6) その他知事が必要と認める図書

別記第6号様式(第4条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

許可事項変更申請書

下記のとおり、許可事項を変更したいので許可願います。

記

場	所							
許可年月日		年	月	日	指令	第	号	
変更	新							
事項	旧							
変更の	の理由							

- (1) 現許可書の写し
- (2) 現許可の申請時添付図書と同種のもので新旧を対照できるもの
- (3) その他知事が必要と認める図書

別記第7号様式(第5条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届出書

下記のとおり、海岸保全区域等における占用等に関する規則第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

場所								
行為の種類								
許可年月日	年	三月	日	指令	第		뭉	
許可期間	年	三月	日	から	年	月	日まで	
届出事項								

添付書類

許可書の写し

別記第8号様式(第5条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

## 承継届出書

下記のとおり、許可を受けた者の権利及び義務を承継したので、海岸保全区域等における占用等に関する規則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

場所	
行為の種類	
面積・数量等	
許可年月日	年 月 日 指令 第 号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可を受けた者の住所及び氏名	住 所 (所在地)
(法人にあって は事業所の所在 地、名称及び代 表者の氏名)	
承 継 理 由	

- (1) 現許可書の写し
- (2) 戸籍謄本、法人登記簿謄本その他承継の事実を証する書面

別記第10号様式を次のように改める。		

別記第10号様式(第10条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

占用料等の減免申請書

和歌山県海岸占用料等徴収条例第3条の規定により、占用料等の減免を申請します。

記

占用等場所							
占用等の期間	年	月	日から	年	月	日まで	
占用等の面積 ・ 数 量 等							
占用等の目的							
占用料等							
減免を受けようとする額							
減免を受けよ うとする理由							
備考							

## 添付書類

その他減免の根拠となるべき参考資料

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第75号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第1号様式(第2条関係) 入港前手続様式(その1) 略	別記第1号様式(第2条関係) 入港前手続様式(その1) 略
略	略
入港前手続様式(その2)	入港前手続様式(その2)
略	略
注1・2 略 注3 「申請者名」の欄については、港長に対 して申請を行うに当たっては、 <u>署名する</u> こ と。 注4~13 略	注 1 ・ 2 略 注 3 「申請者名」の欄については、港長に対 して申請を行うに当たっては、 <u>署名又は記</u> <u>名押印する</u> こと。 注 4 ~13 略

別記第1号様式の2から別記第2号様式までを次のように改める。

別記第1号様式の2(第2条関係)

小型船舶係留施設(浮桟橋)使用許可申請書

年 月 日

#### 和歌山県知事 様

	氏名(法人にあっては名称、代表者及び艇管理責任者氏	5名)
申	フリガナ	
	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)	電話番号
請		
		ファックス番号
	勤務先名称	電話番号
者		ファックス番号

下記のとおり使用したいので、和歌山県港湾施設管理条例第4条第1項の規定により申請します。

記

使用	期間		年	月	日	カンジ	ò	年	月	日	まで		
使用	料金	*											
所有	T形態	1 個	人所有		2	法人	所有		3 共同	所有	-		
小型	小型船舶操縦士免状												
	船名		船種				全長				船幅		
申									メート	ル		メートル	
込	総トン数		船舶机	食査液	済票番号 船籍港又に				は定係港				
艇	メーカー形	式	緊急逐	車絡タ	ヒ(携帯	吉電話	等)		係留場	所			
									*				
	その他(加入クラブ等)												

#### 備考

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 共同所有艇については、その代表者が申請者となり、別に共同所有者名簿を提出すること。
- 3 申請者の勤務先名称欄及び小型船舶操縦士免状欄は、申請者が個人の場合に限り、記入して ください。
- 4 所有形態欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 5 添付書類
  - (1) 船舶検査証書、船舶検査手帳、記載事項全部証明書及び船舶操縦士免許の写し
  - (2) 申請者の住民票又は法人登録簿謄本(いずれも、3か月以内に発行されたものであること。)の写し
  - (3) 船舶の全体写真
  - (4) その他申請に必要な書類

別記第1号様式の3(第2条関係)

小型船舶係留施設(その他)使用許可申請書

年 月 日

様

住 所

申請者

氏 名

下記のとおり使用したいので、和歌山県港湾施設管理条例第4条第1項の規定により申請します。

記

使 用 場 所			港(	地区) /	小型船舶值	型船舶係留施設		
船名								
舶 種								
全 長								
船幅								
総トン数								
使 用 期 間	年	月	日から	年	月	日までの 箇月間		
使用料 ※							円	
(利用料金)							, ,	
船舶使用目的								
船舶登録(検査	証)番号							
加入クラブ等								

注 ※印欄は、記入しないこと。

- 1 船舶登録又は小型船舶検査機構検査済証の写し
- 2 使用者の住民票又は法人登録簿謄本(いずれも、3か月以内に発行されたものであること。)の写し
- 3 船舶の全体写真
- 4 その他申請に必要な書類

別記第2号様式(第2条関係)

鉄 道 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

申請者

氏 名

下記のとおり使用したいので、和歌山県港湾施設管理条例第4条第1項の規定により申 請します。

記

使	用	場	所									
施	到	ī. X	名	和哥	次山港	臨港鉄道	延長			メートル		
使	用	期	間			年	月	日から	年	月	日まで	
使	用	目	的									
	過 <sub></sub> 事			貨客	車車			両	計			両
使	用	料	金									円

## 添付図書

- 1 施設平面図
- 2 運輸計画書
- 3 その他申請に必要な図書

別記第6号様式から別記第7号様式の2までを次のように改める。	

別記第6号様式(第2条関係)

港湾環境整備施設使用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名) 称、代表者の氏名及び電話番号

下記のとおり港湾環境整備施設を使用したいので、和歌山県港湾施設管理条例第4条第 1項の規定により申請します。

記

使	用	施	設	名	運動広場・庭球場・ゲートボール場
使	用	Ø	目	的	
使	用	Ø	日	時	1 午前9時から正午まで 月 日 2 午後1時から午後5時まで 3 午前9時から午後5時まで
使	用	,	人	員	人
使	用責	任	者 氏	: 名	使用料 ※ (利用料金)
₹ (	の他	必 要	な事	耳	

注 ※欄は記入しないこと。

別記第7号様式(第2条関係)

港湾施設用地使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事様

住 所 申請者 氏 名

下記のとおり使用したいので、和歌山県港湾施設管理条例第4条第2項の規定により申請します。

記

1	<b>∔</b> 目.	所	4	使用期間	年	月	目から
	場				年	月	日まで
	<del></del>	屯丰	5	工事期間	年	月	日から
2	面	積			年	月	目まで
3	目	的					

## 添付図書類

- 1 位置図(縮尺1/50,000以上)
- 2 平面図(縮尺1/600以上)
- 3 求積図(縮尺1/100以上)
- 4 断面図(縮尺1/100以上)
- 5 構造図(縮尺1/100以上)
- 6 仕様図
- 7 設計図
- 8 利害関係者承諾書
- 9 その他申請に必要な図書
- ※1~3は必須、それ以外の図書は必要に応じ添付すること。

別記第7号様式の2(第2条関係)

港湾施設内行為許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 申請者 氏 名

下記のとおり港湾施設内で行為をしたいので、和歌山県港湾施設管理条例第4条の2 の規定により申請します。

記

行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
その他必要な事項	

## 添付書類

- 1 位置図(縮尺1/50,000以上) 7 設計図
- 2 平面図(縮尺1/600以上) 8 利害関係人の承諾書
- 3 求積図(縮尺1/100以上)
- 4 断面図(縮尺1/100以上)
- 5 構造図(縮尺1/100以上) じ添付すること。
- 6 仕様図

- 9 その他申請に必要な図書

※1~3は必須、それ以外の図書は必要に応

別記第10号様式及び別記第11号様式を次のように改める。	

様

別記第10号様式(第3条関係)

港湾施設工作物(設備)設置(変更・継続) 使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事

住 所

申請者

氏 名

下記のとおり港湾施設における工作物(設備)設置(変更・継続)使用の許可を申請します。

記

1 場	所	4	使用期間	年年	月 月	日から 日まで
2 面	積	5	工事期間	年年	月 月	日から 日まで
3 目	的					

### 添付図書類

- 1 位置図(縮尺 1/50,000 以上)
- 2 平面図(縮尺 1/600 以上)
- 3 求積図(縮尺1/100以上)
- 4 断面図(縮尺1/100以上)
- 5 構造図(縮尺1/100以上)
- 6 仕様図
- 7 設計図
- 8 利害関係者承諾書
- 9 その他申請に必要な図書

和歌山宗報	<b>写外(18)</b>	一
別記第11号様式(第4条関係)		

港湾施設使用料減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

> 住 所 申請者 氏 名

下記のとおり港湾施設使用料の減免を受けたいので、申請します。

記

港			湾			名										
使	用	施	設	の	名	称										
使		用		期		間	年	月	日	時	分~	年	月	日	時	分
使		用		数		量										
使		用		料		金										
減多	免を	受け	ナよ	うと	する	5額										
減分	もを引	受け	よう	とす	<sup>-</sup> る!	里由										
備						考										

別記第13号様式を次のように改める。	

西第13号様式(第7条 和歌山県知事 様 下記のとおり物件			受	領	書	返遺	景を受けた者	年	月	
			受	領	書	返遺	豊な呼けた老	年	月	
			受	領	書	返遺	畳を受けた老	年	月	
			受	領	書	返還	畳を受けた老	年	月	
						返遗	畳を受けた老	年	月	
						返還	景を受けた老			
下記のとおり物件	(現金)の					返遗	景を受けた去			
下記のとおり物件	(現金)の						トロメリル田			
下記のとおり物件	(現金)の					住氏				
下記のとおり物件	(現金)の					1	41			
1 1111111111111111111111111111111111111		返還を受	けました	<b>-</b> 0						
		T		記						
返還を受けた日	日時									
返還を受けた場	易所									
遊 整理番	: 号									
を名称又は	種類									
受 け 形	状									
た 物 数	量									
件	里									
(返還を受けた現金	の額)									

別記第15号様式を次のように改める。	

別記第15号様式(第9条関係)

県管理港湾施設指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者) 主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の氏名

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)第9条の規定により、県管理港湾施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第76号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

届出済証番号 (記入不要)

プレジャーボート届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

	住所
	フリガナ
所有者	氏名
	所有権者、占有権者 所有権者・占有権者・ 又は使用権者の別 使用権者
	電 話 番 号

	住			所	
	フ	IJ	ガ	ナ	
連絡先	氏			名	
	電	話	番	号	

(法人の場合、本店又は主たる事務所等の所在地、法人の名称、代表者氏名及び代表電話番号を記入してください。所有者が複数の場合、代表者の方について記入してください。緊急時等の連絡先も記入してください。)

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

プレジャ	アーボートの	種類	モーターボート・ヨット・その他(	)
(係留保	管の場所及ひ 管の場所及 O見取図を溺 ない。)	びそ	重点調整区域名:場所:市・町・村地先方法:桟橋・杭・その他(	港・川 )
係留工作	作物を所有す	でる者		
船		名		
船舶の	総トン	<b>数</b>		
諸 元	長さ、幅、	喫水	<u>長さ: m 幅: m 喫水:</u>	<u>m</u>
船		質	FRP·木質・その他( )	
船	舶 番	号		

別記第3号様式を次のように改める。	_

別記第3号様式(第6条関係)

届出済証番号 (記入不要)	
重点調整区域名 (記入不要)	

プレジャーボート変更届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

	住	所	
	フリカ	ガナ	
所有者	氏	名	
	電話看	昏号	

(法人の場合、本店又は主たる事務所等の所在 地、法人の名称、代表者氏名及び代表電話番 号を記入してください。所有者が複数の場 合、代表者の方について記入してください。)

年 月 日付けで届け出たプレジャーボート(届出済証番号 ) について、和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第11条の規定により、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更事項	変	更	前	変	更	後	

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第77号

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例施行規則の一部 を改正する規則

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例施行規則(平成9年和歌山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
別記様式(第2条関係) 臨港地区内の分区における建築物等に 係る条例第3条ただし書の規定による 許可申請書 略 氏 名	別記様式(第2条関係) 臨港地区内の分区における建築物等に 係る条例第3条ただし書の規定による 許可申請書 略 氏 名
略 ——	略 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

#### 和歌山県規則第78号

港湾区域における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾区域における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則

港湾区域における工事等の規制に関する規則(平成5年和歌山県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別記第1号様式(第3条関係)	別記第1号様式(第3条関係)
水域、公共空地占用許可申請書 略	水域、公共空地占用許可申請書 略

略	氏名(名称)		略	氏名	(名称)	印
別記第2号様	式(第3条関係)		別記第2号	様式(第3 <i>条</i>	<b>条関係</b> )	
	土砂採取許可申請書			土砂採耳	文許可申請書	
略	氏名 (名称)		略	氏名	(名称)	印
略			略			
別記第3号様	式(第3条関係)		別記第3号	様式(第 3 <i>9</i>	<b></b>	
略	工事許可申請書		m⁄z	工事部	午可申請書	
	氏名 (名称)		略	氏名	(名称)	卸
略			略			
別記第4号様	式(第3条関係)		別記第4号	镁式(第3条	関係)	
m∕z	廃物投棄許可申請書		m⁄z	廃物投棄	<b>E</b> 許可申請書	
略 I	氏名 (名称)		略	氏名	(名称)	印
略			略			
引記第 5 号様	式(第5条関係)		別記第5号	<b>様式(第</b> 59	条関係)	
m fet	期間更新許可申請書		m/cz	期間更新	新許可申請書	
略	氏名 (名称)	_	略	氏名	(名称)	<u> </u>
			略			
別記第6号様	式(第6条関係)		別記第6号	镁式(第6多	<b></b>	
m&	許可事項変更申請書		m&z	許可事功	頁変更申請書	
略	氏名 (名称)	_	略	氏名	(名称)	印
略						
別記第7号様	式(第7条関係)		別記第7号	様式(第7多	<b>全関係</b> )	
m 6	届 出 書		mfa	届	出書	
略	氏名 (名称)		略	氏名	(名称)	印
略			略			
別記第8号様	式(第7条関係)		別記第8号	<b>様式(第</b> 7多	条関係)	
m/s	権利義務承継届出書		m.t-r	権利義務	<b>务承継届出書</b>	
略 	氏名 (名称)		略	氏名	(名称)	印
略			略			
	式(第12条関係)		別記第10号			
略	港湾占用料等減免申請書		略		l等減免申請書	
略	氏名		略	氏名		<u> </u>
EH .			н			

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 和歌山県規則第79号

和歌山県海浜公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県海浜公園管理規則の一部を改正する規則

和歌山県海浜公園管理規則(平成6年和歌山県規則第53号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。 別記第1号様式(第2条関係)

海浜公園内行為許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

 申請者
 住 所

 (法人にあっては、その名称及び代表者氏名)
 氏 名

 職 業
 電話番号

次の行為をしたいので、和歌山県海浜公園設置及び管理条例第3条第1項の規定により申請します。

行為を行う:	場所							
行為の目的						行為面積	漬	m²
行為の内容								
行為の期間		月	日	時から	月	日	時まで	
使用する機	材等							
海浜公園の	復旧	方法						
その他必要	な事項	頁						

#### 備考

- 1 行為の内容の欄には、次の事項のほか必要と思われる事項を記入してください。
  - (1) 商行為の場合は、販売品目及びその値段並びに入場料
  - (2) 競技会、展示会等の場合は、参加者又は利用者の予定人数
- 2 添付図書
  - (1) 位置図、実測平面図、求積図その他行為の実施方法の表示に必要な図面
  - (2) 他の法令による許可等の写し
  - (3) 計画書、予定プログラム等参考となる資料
- 3 提出部数 2部

別記第2号様式(第2条関係)

海浜公園内行為変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

 申請者
 住 所

 (法人にあっては、その名称及び代表話名)
 氏 名

 職業
 電話番号

次のとおり変更したいので、和歌山県海浜公園設置及び管理条例第3条第1項の規定により申請します。

行為の種類				
許可を受けた年月日及び文書番号	年	月	日付け 指令第	号
変更する事項				
変更する理由				
その他必要な事項				

#### 備考

- 1 変更する事項の欄には、変更前の事項と変更後の事項を比較対照して、明瞭に記載してください。
- 2 添付書類 位置図、実測平面図、求積図その他行為の実施方法の表示に必要な図面
- 3 提出部数 2部

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 和歌山県規則第80号

和歌山県みなとまち条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県みなとまち条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県みなとまち条例施行規則(平成27年和歌山県規則第41号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	<del>,</del>
改 正 後	改正前
別記第1号様式(第2条関係) みなとまち施設利用許可申請書 略 氏名 <u></u>	別記第1号様式(第2条関係) みなとまち施設利用許可申請書 略 氏名 <u>印</u>
別記第2号様式(第2条関係) みなとまち港湾施設用地使用許可申請 書 略 氏名 氏名	別記第2号様式(第2条関係) みなとまち港湾施設用地使用許可申請 書 略 氏名 <u>印</u>
別記第3号様式(第2条関係) みなとまち施設内行為許可申請書 略 氏名 <u></u>	別記第3号様式(第2条関係) みなとまち施設内行為許可申請書 略 氏名 <u>印</u>
別記第4号様式(第2条関係) みなとまち施設継続使用許可申請書 略 氏名 <u></u>	別記第4号様式(第2条関係) みなとまち施設継続使用許可申請書 略 氏名 <u>印</u> 略
別記第5号様式(第2条関係) 許可事項変更許可申請書 略 氏名 氏名	別記第 5 号様式 (第 2 条関係) 許可事項変更許可申請書 略 氏名 <u>印</u>
別記第6号様式(第3条関係) みなとまち施設工作物(設備)設置( 変更・継続)使用許可申請書 略 氏名 ・	別記第6号様式(第3条関係) みなとまち施設工作物(設備)設置( 変更・継続)使用許可申請書 略 氏名 <u>印</u>
別記第7号様式(第4条関係) みなとまち施設使用料減免申請書 略 氏名 ・	別記第7号様式(第4条関係) みなとまち施設使用料減免申請書 略 氏名 印

別記第9号様式(第12条関係) 受 領 書 略 氏 名 略	別記第9号様式(第12条関係) 受領書 略 氏名 <u>印</u>
別記第11号様式(第14条関係) 和歌山県みなとまち施設指定管理者指 定申請書	別記第11号様式(第14条関係) 和歌山県みなとまち施設指定管理者指 定申請書
略 代表者の氏名  略	略 代表者の氏名 <u>印</u>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 告示

#### 和歌山県告示第322号

道路河川愛護奨励規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路河川愛護奨励規程(昭和32年和歌山県告示第318号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
別記第1号様式(第5条関係) 道路河川愛護作業状況届書 略	別記第1号様式 道路河川愛護作業状況届書 略
代表者 氏 名	代表者 氏 名 <u>@</u>
略	略
備考略	備考略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 収用委員会告示

#### 和歌山県収用委員会告示第3号

和歌山県収用委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県収用委員会会長職務代理者

和歌山県収用委員会会長代理 名 手 孝 和

和歌山県収用委員会運営規程(平成13年和歌山県収用委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議事録)	(議事録)
第8条 会議を開き、又は審理を行った場合において、会長が必要と認める場合は、議事録を <u>作成し</u> なければならない。	第8条 会議を開き、又は審理を行った場合において、会長が必要と認める場合は、議事録を <u>作成し、会長及び出席した委員が記名押印し</u> なければならない。
2 略	2 略

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

#### 訓 令

#### 和歌山県訓令第14号

庁中一般

各かい

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営繕工事施行事務規程の一部を改正する訓令 和歌山県営繕工事施行事務規程(平成6年和歌山県訓令第14号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第5条関係)

# 営繕工事完成通知書

施設の名称					所在地							
区 分	1	新築	2	増築	3	改修(外部	• 内部)	4	(	)		

(建物)

建	物	屋根	階	構	造	建築面積	年投(田)	工事会出口	備	考	;
名	称	の種類	数	件	垣	延床面積	価格(円)	工事完成日	区分	価	格
						<u>i                                      </u>					

## (附属物及び施設)

附属物又は施設の名称	構	造	数量	価	格(円)	工事完成日	備	考

## 添付書類

- 1 関係図面(附近見取図、配置図、建物平面図、矩計図)
- 2 検査調書(写し)

上記のとおり営繕工事を完了したので通知します。

年 月 日

県土整備部都市住宅局公共建築課長(西牟婁振興局建設部長)

課(室)長 様

(各種委員会の事務局長)

別記第3号様式(第6条関係)

営繕工事部分使用承認願

年 月 日

県土整備部都市住宅局公共建築課長 (西牟婁振興局建設部長) 様

課(室)長

(各種委員会等の事務局長)

下記工事について、和歌山県営繕工事施行事務規程第6条の規定により、部分使用いたしたく承認をお願いします。

なお、使用に当たっては、建設工事請負契約書第 33 条の規定により、善良な管理者の 注意をもって使用するとともに、請負人に損害を及ぼし又は請負人の費用が増加したとき は、その損害を賠償し又は増加費用を負担する義務があることを了解します。

記

工事	年度	• <b></b>	音号	年度 営 第 号
エ	事		名	
使	用	部	分	
必要	i とす	る理	里由	

(注) 別添平面図に使用したい部分を図示すること。

附則 (施行期日) 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ て使用することができる。